第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書（令和7年度）

（　　総務財政部 財務課　　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ２　～　Ｒ７年度
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画及び後期基本計画の「行政経営　持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。
目的・概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。
計画の骨格	本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、後期実施計画(R5～R7)に78の具体的取組を掲げている。

［目的］　市民サービスの向上と
次代を見据えたスマート自治体への転換

目標		重点方針
Ⅰ	行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供
		2．事務事業構築手法の確立
		3．働き方改革の推進
		4．人財育成システムの改革
		5．新たな公文書管理の改革
Ⅱ	財政運営の強化	6．歳入確保の推進
		7．歳出の節減・重点化
		8．特別会計・企業会計等の経営健全化
Ⅲ	既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進
		10．事務事業のスクラップ＆ビルド
		11．ＰＰＰ（官民連携）の導入促進
		12．新たな自治体間連携の検討
Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援
		14．共助による支え合いの基盤の強化
		15．協働事業の推進

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和7年度は、第3次亀山市行財政改革大綱（令和2年度～令和7年度）における、行財政改革大綱後期実施計画（令和5年度～令和7年度）の最終年度として、76の具体的取組の着実な推進を図るため、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。
成果	①「行政システムの改革」として、RPAのシナリオ数を増やすとともに、AI-OCRの活用や生成AIの試行運用を開始するなど効率的な働き方の環境整備を進めた。 ②「財政運営の強化」として、6つの補助金について交付対象や補助額の見直しを行い、令和8年度から反映することとした。 ③「既成概念からの脱却」として、プール授業について、2校で学校外プールの活用、1校で民間施設の活用を試験的に開始し、小学校プール授業の民間施設活用を進めた。 ④「市民総活躍によるまちづくり」として、地域づくりに関する様々な研修を実施し、研修受講者から新たに2名が地域まちづくり協議会役員に就任した。また、自主防災組織に関する行政出前講座の開催等により、1自治会が新たに自主防災組織を結成した。
総合計画推進への寄与度	行財政改革大綱後期実施計画に位置付ける取り組みの推進により、持続性を保つ健全な財政運営を意識した上で、第2次総合計画後期基本計画に位置付ける施策の推進に寄与した。

反省点・課題	財政調整基金残高について、第3次亀山市行財政改革大綱の目標指標である「令和7年度末財政調整基金残高：20億円以上」に対し、令和7年度末の残高は約17億7千万円となった。財政調整基金残高は前年度から増加したが、目標の達成には至らなかった。

今後の方向性	令和8年3月に策定した第4次行財政改革大綱取組の着実な推進により、次代へつなぐ持続可能な行財政運営の確立を図る。特に令和8年度は、「財政構造改革骨太方針2024」における集中改革期間の最終年度であるため、本大綱と連携し、持続可能な財政基盤の確立を目指す。

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容（R5－R7）	目標指標	令和5年度	令和6年度			令和7年度				令和5～7年度				
				正	副					年度末実績（具体的な取組の状況）	年度末実績（具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績（具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績（令和7年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
※No	名称																			
1	全庁的なAI・RPA等の導入推進	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX推進室長	政策部DX推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想される中、的確にサービスを提供し続けなければならない。そのためには、デジタル技術を利活用し、業務の効率化を図る必要がある。	AIやRPA等のデジタル技術を利活用し、効果の高い定型的作業において、業務工程の一部への導入を図る。 また、最新のAI技術について調査・研究を行う。	AI・RPA等の導入件数：20件（累計）	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う一部の職員に対して実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPA活用の拡充に向けて、これまで主に展開してきた住民情報を取り扱う業務に加え、内部事務の分野へも広げることとし、内部事務に従事する職員を含めてRPA研修の実施等、内部事務でRPAを活用するための準備を整えることができた。また、AI議事録作成支援システムの導入により、更なる事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けて、ワーキンググループを設置し、本市に適したシステムの選定や運用ルール等の検討を行った。	対象業務の拡大や業務プロセスの変更等の際には、実務担当職員自らがRPAのシナリオ作成や変更ができるスキルが求められるため、RPAを十分に活用できる人材の育成を図る必要がある。また、生成AI等新たなデジタル技術の展開による、更なる事務効率化を図る必要がある。	50%	RPAシナリオ作成 作成済シナリオの本格稼働 RPA導入の効果検証 最新AI技術の導入検討	RPAについては、DX戦略室の職員による伴走型支援を実施し、新たに4業務でシナリオを作成した。なお、うち3業務についてはAI-OCRを活用して作業の効率化を図った。また、RPAツールのライセンスの一部を自治体専用のプラットフォームへ移行し、使用できる職員の拡大と利便性の向上を図った。一方、AIの活用については、AI議事録作成支援システムの導入・活用により、事務効率化を図ったほか、生成AIについては、導入に向けたワーキンググループにおいてシステム選定と運用ルールの検討を行った上で、令和7年7月より試行運用を開始した。	75%	RPAについては、一部の職員に対して実務を想定したシナリオ作成研修を毎年度実施し、活用能力の向上を図ったほか、令和7年度には、DX戦略室の職員による伴走型支援を実施し、対象業務の拡充につなげた。一方、AIの活用については、AI議事録作成支援システムの導入・活用により、事務効率化を図ったほか、生成AIについては、導入に向けたワーキンググループにおいてシステム選定と運用ルールの検討を行った上で、令和7年7月より試行運用を開始した。	RPAシナリオ数：19件	RPAの一層の展開については、対象業務の拡大や業務プロセスの変更等に応じて、実務担当職員が自らシナリオを作成・改修できるスキルが不可欠であるため、支援を担えるデジタル人材の育成・確保に努めつつ、継続的な支援体制を整える必要がある。一方、AIの活用については、生成AIの試行運用の検証を実施し、運用ルール等の再検討を行う必要があるほか、生成AIの活用定着に向けて、職員研修の継続的な実施等の方策を講じる必要がある。なお、こうした課題の解決に資する取組として、外部デジタル人材の活用を検討する。	B:まずまずの成果が得られた
2	課税業務へのAI・RPA等の導入	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ、資産税グループ	税に関する業務において、基幹系システムへの入力など定型的業務の効率化のため、軽自動車税、固定資産税の一部業務にRPAを導入した。一方、個人市民税の一部業務については、RPAが効果的でないことが判明したため、それに代わる新たな業務の検討が必要である。	定型的作業となる基幹系システムへの入力をRPAで自動化することで、作業時間の短縮を図る。	RPAシナリオ本格稼働：7件（累計）	軽自動車税については2，625件で約44時間の作業時間短縮、また、償却資産については、737件で約25時間の作業時間短縮に繋げることができた。なお、個人住民税関係については、シナリオ作成までは終了しているが実動には至っていない。	軽自動車税については、2，590件で約44時間の作業時間短縮となった。また,償却資産については、793件で約26時間の作業短縮となった。 個人市民税関係については、特別徴収に係る異動届書のRPA処理を行った。 （RPAシナリオ本格稼働：2件）	軽自動車税のようにデータ化されたものをＲＰＡ処理する場合は効果的であるが、個人市民税のように紙ベースで提出されるデータは、機械的に単純処理できない場合がある。特別徴収に係る異動届出書は紙ベースで提出されるため、ＲＰＡ処理後に手入力でデータ修正する必要があり逆に作業時間が増加したためRPA処理に適さないことが判明した。	75%	継続及び更なる検討	軽自動車税については、2,607件で約60時間の作業短縮となった。また、償却資産については、849件で約28時間の作業短縮となった。 　なお、紙ベースで提出される資料は、機械的に単純処理できない場合があり、特に特別徴収に係る異動届出書は紙ベースで提出されるため、ＲＰＡ処理後に手入力でデータ修正する必要がありRPA処理実績は0件となった。	75%	定型的作業となる基幹系システムへの入力をＲＰＡで自動化することで、作業時間の短縮に繋げるものであり、作業内容によってはRPAに適さないものも判明した。	RPA本格稼働は、軽自動車税予備償却資産の２件のみで個人住民税については、本格稼働に至っていない。	税目によりRPA処理向き、不向きがあるため定型的作業を全てRPA化することは困難である。	B:まずまずの成果が得られた
3	マイナンバーカードの取得率向上	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課戸籍住民グループ	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により、マイナンバーカードの普及及び利用の推進を図る必要がある。	マイナンバーカードの申請・交付機会の拡大に取り組むとともに法改正に伴うシステム改修を行う。	マイナンバーカード取得率90%	市内4郵便局のマイナンバーカードの申請受付に備えて、システムの構築、機器の設置、郵便局職員に対する研修等を行ったが、取扱い実績としては17件にとどまった。また、転出・転入ワンストップサービスを利用した転出届は、127件の実績があった。	商業施設等におけるマイナンバーカード出張申請のほか、自宅や高齢者施設への個別訪問を行うことにより、取得率向上に務めた。また、転出・転入ワンストップサービスを利用した転出届は、269件の実績があった。	令和７年度から９年度にかけ多くの方がマイナンバーカードの更新時期を迎えることから、窓口の混雑が想定される。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に続き、運転免許証との一体化が始まり、カード未取得者の申請や交付が増加する可能性がある。今後、在留カードの一体化も始まることとされており、窓口における外国人の申請が増えることが見込まれる。	75%	取得率向上に向けた取組及び転出転入ワンストップサービスの推進 （取得率：90%）	商業施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付に加え、高齢者施設・自宅への個別訪問等により、来庁が困難な方への申請支援を継続して実施した。また、マイナポータル等を活用した転出・転入ワンストップサービスによる転出届は、367件の実績があった。	100%	郵便局の申請受付、出張申請、個別訪問等の申請支援手段を運用することで、来庁が難しい住民の申請機会を確保し、申請支援体制の定着を図ることができた。取得率については一定水準以上に到達しており、申請数も100%を上回る状況であることから、制度開始当初のような数値上でも顕著な変化はなかったが、未取得者や要支援者への対応に重点を移した運用へ移行できた。	マイナンバーカードについては、これまでの取組みにより取得率が一定水準以上となっており、申請数も100%を超える状況にある。	取得率が高水準となった現状では、新規申請の大幅増による成果が表れにくく、今後は更新のほか暗証番号の再設定や初期化など支援内容が多様化・高度化すると考えられる。高齢者や施設入所者等、来庁が困難な住民への支援は引き続き必要であり、訪問支援等を継続するための体制（人員・日程調整・施設担当者との連携）の維持が課題である。	A:十分な成果が得られた
4	保育現場におけるＩＣＴ機器等の活用	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズの高まりが加速する一方で、保育士不足の深刻化などもあり、保育現場で働く保育士の労働環境を改善するため、業務の負担軽減が求められている。	保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R3年度比：10%削減）	公立の全１３園でシステムの本格運用を開始した。システムについては、園児の登降園管理から開始し、園の状況に応じて通信の配信など運用を拡充した。	全園においてシステムの活用状況を調査し、現状把握と情報を共有した。 園の状況に応じて通信の配信などのオプション機能を拡充した。	各園でシステムの活用状況に差が生まれていることから、職員の事務負担軽減のために活用状況等の情報共有や操作研修等の機会を設定する必要がある。 ＜全１３園（正規職員）の時間外勤務時間＞ R6年度：2,065時間（R3年度比：95%）	50%	保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮の継続	保育士と意見交換を行うことで、園でのシステムの活用状況が様々であることが判明したことから、統一的な活用に向けて検討を進めた。また、研修をオンラインで行うことで全職員の受講が可能となり、効果的な実施につなげた。オンライン配信を行うおたよりの種類を拡充した。	75%	公立園でのシステムの本格運用を開始し、各園でのシステムの統一的な活用に向けての検討を進めた。一部の機能について研修会を行うことで活用を促進した。また、システムの研修機能を用い、オンライン研修を行うことで研修の機会の充実及び効果的な実施につなげた。また、おたよりのオンライン配信を充実させることで、保護者の利便性の向上、職員の業務効率化に効果があった。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R３年度比：７８%）	システムの機能について、各園で差があることから、活用状況を情報共有し、機能の統一的な活用や様式の統一化のため、継続的なシステムの操作研修等が必要である。キャッシュレス化について検討を行い、様々な機能の活用を行うことで事務の効率化を進める必要がある。	A:十分な成果が得られた
5	市公式LINEの導入	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	政策部長	広報秘書課長	政策部広報秘書課広報グループ	幅広い世代の人がいつでもどこでも自分のニーズにあった市政情報を得ることができるよう、情報発信の多様化を図る必要がある。	日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、プッシュ通知やチャットボットによる自動応答などの機能を活用し、情報発信の多様化を図る。	登録者数：5,000人	利用者が受信情報を選択できるｾｸﾞﾒﾝﾄ配信機能や道路・公園の損傷等を報告できる通報ｼｽﾃﾑの ほか、市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの各種情報へｱｸｾｽしやすいﾒﾆｭｰを備えた LINE公式ｱｶｳﾝﾄを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。（試行期間の友だち登録数は1,445人）	利用者が受信情報を選択できるセグメント配信機能や道路・公園の損傷等を報告できる通報システムのほか、市ホームページのアクセスが容易なメニューを備えた市公式LINEを運用した。友だち登録数3,585人（令和7年3月末時点）。	市公式LINE公式を利用して、個人のニーズに応じて、より多くの利用者が情報を入手等できるよう、配信内容の充実に継続的に取り組む必要がある。併せて、友だち登録の増加について、機会を捉えた周知が必要である。	75%	運用管理 （登録者数：5,000人）	利用者が受信情報を選べるセグメント配信や、道路損傷などを報告できる通報システム、市ホームページへのアクセスが容易なメニューを備えた市公式LINEを運用した。また、友だち登録者数の増加に向けて、「つながるLINE」を活用した。友だち登録数は5,270人（令和8年3月末時点）。	100%	市公式LINEの開設・運用により、市政情報や防災、子育て、イベント情報を迅速に届ける体制を整え、市民が必要な情報へアクセスしやすい環境づくりにつなげた。友だち登録数は5,270人となり、プッシュ型で効果的に情報発信できる媒体として定着している。	5,270人	市公式LINEの機能拡充と情報配信の最適化を進めてきたが、配信内容の充実や電子申請の拡大、友だち登録の増加に向けた取り組みが引き続き必要であり、より多くの市民が活用できる環境づくりが求められる。	A:十分な成果が得られた
6	行政手続のオンライン申請等の推進	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX推進室長	政策部DX推進室	マイナンバーカードの普及拡大に合わせ、行政手続のオンライン化を推進し、利用者の利便性の向上を図る必要がある。	利用者の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を拡充する。また、その他の手続等についても、可能なものからオンライン化を検討する。	オンライン手続可能な手続件数：20件（累計）	ぴったりサービスについて、子育て関係1手続、消防関係8手続をオンライン化し、合計20手続に拡充した。また、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用し、検診申込等のオンライン化を進め、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	ぴったりサービスについて、本市で実施している20手続の維持管理に努めたほか、拡充に向けて実務担当部署と協議を行った。また、オンライン手続きの更なる拡充に資する取組として、行政手続等の洗い出しと、それらのオンライン化の可否等に関する調査を全庁的に実施した。当該調査結果を分析した上で手続をランク分けし、実現性、効果性の高い手続から順次、オンライン化を進めた。	今後も継続して、実現性、効果性の高い手続から順次、オンライン化を進めるとともに、オンライン化に課題のある手続についても、その課題整理を行い、行政事務の効率化に伴う行政コストの削減はもとより、行政サービスの質と利便性の向上につなげて行く必要がある。また、恒常的な手続きについては、まとめサイトを作成するなど、利用者の利便性の一層の向上を図る必要がある。	75%	オンライン手続の検証及び対象手続拡充の検討	ぴったりサービスについては、現行手続の維持管理に努めたほか、対象手続の拡充を図った。また、オンライン手続の更なる拡充に資する取組として、行政手続等の洗い出しと、それらのオンライン化の可否等に関する調査を継続して実施し、実現性・効果性の高い手続から順次オンライン化を進めた。併せて、恒常的なオンライン手続をとりまとめたサイトの構築に向けた準備作業を行った。	75%	マイナンバーカードを活用したぴったりサービスの拡充を図ったほか、行政手続等の洗い出しと、それらのオンライン化の可否等に関する調査を分析した上で手続をランク分けし、実現性・効果性の高い手続から順次オンライン化を進めた。また、オンライン化に資するツールとして、電子申請フォーム作成ツールを導入・活用し、各種アンケートや講座・教室・イベント・検診等の申込手続、給付金申請等のオンライン化により、利用者の利便性向上と業務効率化を図った。	約200件	新庁舎整備を見据え、引き続き、実現性・効果性の高い手続から順次オンライン化を進める必要がある。併せて、オンライン化の推進に当たり、デジタル技術の活用を妨げている「アナログ規制」の見直し等の課題整理が必要である。また、恒常的な手続については、オンライン手続をとりまとめたサイトを構築・公開し、利用者の利便性の一層の向上を図る必要がある。なお、こうした課題の解決に資する取組として、外部デジタル人材の活用を検討する。	B:まずまずの成果が得られた
7	電子入札の導入	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	電子入札システムを導入することにより、事務の効率化を図るとともに、入札に係る手続きを迅速化及び簡素化し、市民サービスの向上を図る必要がある。	本市に見合った運用方法や財源等について調査・検討を行い、電子入札システムを導入し、適正な運用を図る。	電子入札システムの導入	電子入札システムの導入及び維持管理に要する経費や導入によるメリット、段階的な導入の必要性等について検討した。	段階的な電子入札システムの導入に伴う初期経費や維持管理費を精査するとともに、システム導入により削減できる人件費等を定量化した上で、導入の必要性等を検討した。	システム導入による費用対効果や財政負担を踏まえ、導入時期等について検討する必要がある。また、システムを効率的に利用するに当たり、財務課において契約事務を一元化するなど全庁的な業務分担の見直しを併せて検討する必要がある。	25%	電子入札システムの本格運用（対象の拡充）	電子入札システムの導入に向けて、システム業者へのヒアリング等も行いながら、導入手法やシステム導入及び運用経費について調査、検討し、本市に見合った段階的な導入手法やシステム導入による費用対効果について整理した。	25%	電子入札システムの導入に向けて、システム業者のデモや市内業者へのヒアリング等も行いながら、導入手法やシステム導入及び運用経費について調査、検討し、本市に見合った段階的な導入手法やシステム導入による費用対効果について整理した。	電子入札システムの導入に向けて検討を行ったものの、費用対効果や財政負担の面から導入には至らなかった。	システム導入による費用対効果や財政負担を踏まえ、導入時期について検討する必要があるが、システムを効率的に利用するに当たり、財務課において契約事務を一元化するなど、全庁的な業務分担の見直しや諸規則の改正を併せて検討する必要がある。	C:あまり成果が得られなかった
8	健康マイレージ事業のデジタル化	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	健康福祉部長	健康政策課長	健康福祉部健康政策課健康都市推進グループ	健康意識の向上を目的とした健康マイレージ事業は、参加者の６割以上が高齢者層であり、生産年齢人口層の参加が乏しいことから、全ての世代がより参加しやすい環境づくりと、自身の健康情報を見える化させるため、現行のアナログ方式をデジタル方式へと転換させる必要がある。	現行の健康マイレージ事業は令和５年度限りで終了とし、健康活動や健康情報の数値化やポイントを付与できる機能を有したアプリを導入し、参加者一人ひとりが主体的に活動できる環境を整備する。 （アプリ非使用者への代替策も併せて実施）	アプリケーションをダウンロードした累積人数：1,800人	・従来の紙媒体での「かめやま健康マイレージ」はR4年度で終了とし、R5.4にアプリ導入契約を締結し、R5.8に職員等による試行運用後、R5.9より一般運用を開始 ・金戸配付や公共施設へのポスター貼付などで周知を行った	・令和5年度に引き続き健康マイレージアプリの運用を行った。アプリの大幅改修がR7年度末にあることから、検証は一年見送り、NTTと今後、協議・検証していくよう調整した。 ・参加者数は令和6年度末で1,555人（R6末目標値：1,500人）となり、紙媒体で実施していた時よりもおよそ倍程度参加者が増加し、市民の健康増進に大きく寄与した。 ・地域と協働で作製したウォーキングマップは、ペーパレス化の促進や印刷製本費の削減から、アプリ内に反映し、個人活用をできる環境を整えた。	・アプリ使用者とアプリ非使用者の両方を対象に個人の健康増進を目的として、ウォーキングを主体とした運動・スポーツの習慣化を促進するための働きかけを行う必要がある。 ・ウォーキングマップの周知啓発を行うためのイベント開催や主には高齢者向きにウォーキングコース活用方法のアプリ操作説明会を随時開催する必要がある。 ・各地域まちづくり協議会にウォーキングマップを数冊配布し、地域のイベントへの使用を促す必要がある。	100%	事業の運用を継続 より多くの参画のための事業ＰＲ及び周知 ３年間を通した事業の検証	・アプリの運用を継続することで、全世代が主体的に健康活動へ取り組みやすい環境を構築できた。 ・３年間を通した事業の検証の結果、事業（アプリ運用）を継続する方針を決定した。 ・事業ＰＲに併せて、健康都市連合日本支部会員の特産品や亀山ブランド認定品、健康器具を景品とした抽選を実施し、参加促進を図った。あわせて、市主催イベントについてもアプリのポイント付与対象とすることで、参加意欲の向上につなげた。	100%	・令和5年度にデジタル化した健康マイレージ事業について、けんこうマイレージアプリの安定運用を継続し、周知啓発や参加促進策（特産品交換・抽選等）を実施するなど、全世代が主体的に健康活動へ参加しやすい環境を整備した。これにより、市民が日常の中でデジタル基盤を活用した健康づくりに継続して取り組み、取組の定着や機会の拡大に寄与した。 ・アプリによるポイント管理や集計等の事務の効率化を進めるとともに、健康経営支援制度登録事業所等との連携を通じて、個人と事業所双方への健康づくりの働きかけを行える環境を構築し、事業所を通じた従業員（若年層）の参加促進にもつなげた。	アプリケーションをダウンロードした累積人数：955人 （目標：1,800人） ［参考］ <旧アプリ> 1,841人 うち移行者：842人 <新アプリ> 113人（新規登録） ※新旧合計1,954人	・利用継続（アクティブユーザー化）につながる仕掛けが弱いと、ダウンロードが増えても行動変容・継続参加に結びつきにくいため、周知方法や利用継続に繋がるイベント開催等の改善が必要である。 ・事業参加にあたり、スマートフォン操作に不慣れな市民等への登録・初期設定・基本操作（ポイント獲得／イベント参加手続等）の説明支援が不足すると、参加のハードルとなり、デジタルデバイドにより利用層が限定されるおそれがある。特に高齢者等への支援体制の継続的な確保が課題であるため、現在、シルバー人材センターが担っている登録・操作説明支援を引き続き実施し、必要に応じて支援機会の拡充や周知を図る必要がある。	A:十分な成果が得られた
9	デジタル技術を活用した有害獣被害対策	Ⅰ行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	産業環境部長	生物多様性・獣害対策室長	産業環境部生物多様性・獣害対策室	有害獣による農作物（家庭菜園含む）などの被害が多く発生している中、捕獲従事者の高齢化が進み、有害獣の捕獲が困難な状況になることが考えられる。そのため、ICTを活用し、労力の軽減を図ることと的確な位置情報を市民に提供する必要がある。	ICTを活用した捕獲を行い、効果を検証し、必要性に応じて機器の導入を増やす。	ICT機器の導入件数：30台	長距離無線式パトロールシステムの導入（機器導入数10台）	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線式パトロールシステムを導入し、システム利用者の捕獲檻の見回り負担を軽減することができたため、今後も継続する。 長距離無線式パトロールシステムの導入（機器導入数10台）	GPSを活用した獣害リスクマップの作成に取り組んでおり、作成後にこれと合わせて効率的な有害鳥獣の捕獲を進める。	100%	継続及び効果検証 （機器導入数：10台）	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線式パトロールシステムを導入し、システム利用者の捕獲檻の見回り負担を軽減することができたため、今後も継続する。	100%	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線式パトロールシステムを導入し、システム利用者の捕獲檻の見回り負担を軽減することができた。	ICT機器の導入を行い、システム利用者の捕獲檻の見回り負担を軽減することができた。	捕獲従事者の高齢化に対応するため、ICT機器を活用することで、効率的な捕獲活動を行っていくことが必要である。 また、高齢化に加え捕獲従事者数は微減傾向にあり、有害獣による農作物（家庭菜園含む）等の被害対策を進めるためには、今後も継続してICT機器を導入していく必要がある。	A:十分な成果が得られた
10	行政評価システムの改善	Ⅰ行政システムの改革	２．事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	効率的な予算配分により効果的な施策推進を図るため、これまでも施策・事業の効果的かつ効率的な推進や、事業のスクラップアンドビルドに資する効果的な事務事業の採択・再編手法の確立など、システムの見直しや充実を図ってきた。今後においても、現行の行政評価システムについて、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、より効率的で効果的な評価システムへの改善を行う。	行政評価システムの改善	令和5年3月に改訂した行政評価システムにより、令和4年度決算にかかる評価を実施するとともに、主にハード事業に関する評価基準等についての検証を行った。	市議会の意見を踏まえ、ハード事業で事業完了後に効果の出る事業について、実施中においても年度ごとに進捗度合を評価するよう、行政評価実施マニュアルの改訂を行った。	よりシンプルで効果的な評価システムに向け、市議会等からの意見も踏まえ、順次改訂を実施したことにより、より効果的な評価を実施できているとともに、事務負担の軽減も図れた。今後も、より適切な評価につながるよう、課題等の検証を行っていく。	75%	第３次総合計画の実施に合わせて、現行の行政評価システムの課題等の整理、システムの改善	令和８年度を始期とする第３次総合計画の実施に合わせて、新たな行政評価システムを構築するため、これまでの運用を通じて現行の行政評価システムの課題を整理した。	75%	令和５年度は、改訂した行政評価システムにより評価を実施し、ハード事業の評価基準等を検証した。令和６年度は、実績を意見を踏まえ、実施中のハード事業についても年度ごとに進捗評価するよう行政評価実施マニュアルを改訂した。令和７年度は、これまでの運用を通じて現行の評価システムの課題を整理し、令和８年度を始期とする第３次総合計画前期基本計画における新たな行政評価システムの構築に向けた基盤を整えた。	改訂した行政評価システムにより、ハード事業の評価基準等を検証したほか、議会意見を踏まえ、実施中のハード事業についても年度ごとに進捗評価を行うよう行政評価実施マニュアルを改訂するなど、行政評価システムの改善につなげた。	令和５年度の行政評価システム改訂により事務負担の軽減は図れた一方、ハード事業の評価基準が分かりにくいことが課題となった。これを受けて、令和６年度に議会意見を踏まえて行政評価実施マニュアルを改訂し、実施中のハード事業についても年度ごとの進捗評価を行う運用とした。さらに、令和７年度は、現行の行政評価システムの課題を整理した。今後は、これまでの取組結果を踏まえ、第３次総合計画前期基本計画に対応した新たな行政評価システムの構築を進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
11	事務事業の採択及び再編手法の改善	Ⅰ行政システムの改革	２．事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行財政運営に当たり、第３次総合計画においても、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。	第３次総合計画の策定に合わせて、施策推進に寄与する効果的かつ効率的な事務事業の採択や再編手法を改善する。	事業の採択・再編手法の確立	事務事業評価において各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理すること通じて、第３次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を行った。	事務事業評価において、各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理することを通じて、次期総合計画策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を引き続き行った。	令和7年度に次期総合計画を策定することとなることから、事務事業評価を通じた各事務事業の必要性や有効性等を適切に評価し、事業規模や手法の適正化を図るとともに、事業再編も含め検討を行う必要がある。	50%	第３次総合計画実施計画における再編手法を活用した事業採択	第３次総合計画の実施計画編成に当たり、これまでの事務事業評価で整理してきた各事務事業の成果・課題・今後の展開方針を踏まえ、実施計画における再編手法を活用して事業採択を行った。また、施策目的との整合、事業の必要性・有効性、実施手法の妥当性等を観点として、限られた財源・人的資源の中で「選択と集中」に資する事業策定となるよう検討を行った。	75%	令和５・６年度は、事務事業評価を通じて各事務事業の成果・課題・今後の展開方針を整理し、第３次総合計画における事業採択・再編手法の改善に向けた検討を継続した。令和７年度には、その検討結果を第３次総合計画前期基本計画実施計画の策定作業に反映し、再編手法を活用した事業採択を行ったことにより、限られた財源・人的資源の中で「選択と集中」に資する事業策定につながった。	事務事業評価を通じて各事業の成果・課題・展開方針を整理、採択・再編手法の検討を行い、その検討結果を第３次総合計画前期基本計画実施計画の編成作業に活用できたことから、一定程度、目標指標を達成することができた。	事務事業評価の結果を単なる点検にとどめず、実施計画の事業採択や再編へ確実に結びつけるため、評価観点や再編の判断基準の明確化を進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 （R5－R7）	目標指標	令和5年度		令和6年度			令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度末実績 （具体的な取組の状況）	年度末実績 （具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績 （具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績 （令和７年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
12	時間外勤務時間の削減	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月４５時間、年間３６０時間と規定されていることから、これらを遵守するようマネジメントを行う。	年間時間外勤務時間360時間以下：100% 時間外勤務総時間：40，000時間（令和７年度）	令和５年６月２８日付けで通知した「令和５年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	令和６年６月２７日付けで通知した「令和６年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けてマネジメントの強化に取り組んだ結果、第4次特定事業主行動計画の目標値40,000時間を達成することができた。 また、第４次特定事業主行動計画を検証するための職員アンケートを実施し、その結果を反映するとともに、社会情勢の変化に沿った内容となるよう第５次特定事業主行動計画を策定した。	年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数が、昨年度と同様12人いることから職員一人当たりの業務量の見直しを図る必要がある。	75%	第５次特定事業主行動計画に基づく時間外勤務時間削減のマネジメントの実施	令和７年７月２日付けで通知した「令和７年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けてマネジメントの強化に取り組んだ結果、第５次特定事業主行動計画の目標値38,000時間を達成することができた。	75%	各年度、時間外勤務時間削減計画を策定し、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けて取り組んだ。 また、第４次特定事業主行動計画の検証を行い、新たに第５次特定事業主行動計画を策定し、取組を継続した。 その結果、特定事業主行動計画の年間時間外勤務時間の目標値を達成した。	「年間時間外勤務時間360時間以下：100%」については、未達成 「時間外勤務総時間：40,000時間（令和７年度）」については、達成	各年度、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数が、一定数いることから、所属において職員一人当たりの業務量の見直しや人員配置の見直しを図る必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
13	有給休暇の取得促進	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	第４次特定事業主行動計画において職員１人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「１２日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「５日以上」に設定しているが、依然として目標取得日数を達成できていない。 ワーク・ライフ・バランス推進の観点から年次有給休暇の取得を促進する必要がある。	亀山市特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	年次有給休暇の取得日５日以上：100%	令和５年６月５日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。	令和６年６月４日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。 また、第４次特定事業主行動計画の検証するための職員アンケートを実施し、その結果を反映するとともに、社会情勢の変化に沿った内容となるよう第５次特定事業主行動計画を策定した。	年次有給休暇の取得促進については、第４次特定事業主行動計画の目標値である職員一人当りの年次有給休暇の年間目標取得日数「12日」は達成していることから令和6年度は「15日」に設定し取り組んだが、「13,9日」となり達成できなかった。また、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数の「５日以上」については、人事評価の部長級とアリングでの取得実績の通知に基づき、進捗管理を行った結果、取得日数が５日に満たない職員は昨年の９人から５人へと減少したが、目標を達成できなかった。引き続き所属長のマネジメントを強化するとともに職員の意識改革をする必要がある。	75%	第５次特定事業主行動計画に基づく年次有給休暇の取得促進	令和７年６月５日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。	75%	各年度、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について通知を行うことで、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けて取り組んだ。 また、第４次特定事業主行動計画の検証を行い、新たに第５次特定事業主行動計画を策定し、取組を継続した。 その結果、第４次特定事業主行動計画における職員一人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数特定事業主行動計画「１２日」を達成した。	「年次有給休暇の取得日5日以上：100%」については未達成	年次有給休暇の取得促進については、第５次特定事業主行動計画の目標値である職員一人当りの年次有給休暇の年間目標取得日数「１５日」としていることから取得促進に向けて更なるマネジメントの強化を図る必要がある。 また、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数の「６日未満の職員を０人」については、以前として一定数取得できていない職員がいることから、引き続き所属長のマネジメントを一層強化するとともに職員の意識改革をする必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
14	定員適正化の推進	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	定年が６５歳まで段階的に引上げられる中、市民のニーズに対応した行政サービスを提供するため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第４次亀山市定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。 また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。	定員適正化計画に基づく職員の適正な定員管理と配置	正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、緊急対応を要する場合に適切な人員配置を行った。	第４次定員適正化計画の検証を行い、新たに第５次定員適正化計画を策定した。 また、計画的に職員採用を実施したが、応募者の減少や急な職員の退職により、適正な人員配置ができない部署があった。	正規職員については、新たに策定した第５次定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施していく必要がある。 また、会計年度任用職員についても、効果的な配置を実施する必要がある。	50%	第５次定員適正化計画を踏まえた定員管理と職員配置計画の時点修正に基づく事業量に応じた職員配置の実施	第５次定員適正化計画に基づき、職員採用計画を立て計画的に職員採用を実施したが、応募者の減少や急な職員の退職により、適正な人員配置ができない部署があった。	75%	第４次定員適正化計画の検証を行い、新たに第５次定員適正化計画を策定し、計画的に職員採用を実施した。 しかし、応募者の減少や急な職員の退職により、適正な人員配置ができない部署があった。	様々な要因から定員適正化計画に基づく職員の適正な定員管理や配置には至らなかった。	全国的な少子化、更には公務員を志望する人の減少傾向の影響により、特に有資格者（専門職）については、採用が大変困難な状況となっている。 また、急な退職者が一定数いることから、確実に必要な人員を確保する必要がある。	C:あまり成果が得られなかった
15	人事評価制度の再構築	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上につなげるものであることから、評価結果の公平・公正性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討の上、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	令和６年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映や人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度としている。	部長級の職員の勤勉手当について、人事評価結果の反映を行った。また、令和７年度に課長級の職員の勤勉手当に人事評価結果を反映させるため、制度の整理を行った。	全職員の人事評価結果の処遇反映には、制度のあり方の検討を含め評価の調整等のため、時間を要する。	50%	全職員の評価結果の処遇反映	部長級及び課長級の職員の勤勉手当について、人事評価結果の反映を行った。また、管理職以外の全職員の人事評価結果の処遇反映について検討を行った。	50%	管理監督職の職員の勤勉手当については、人事評価結果の反映を実施した。	管理監督職への処遇反映を実施	全職員の人事評価結果の処遇反映には、制度のあり方の検討を含め評価の調整等をするため、時間を要す	C:あまり成果が得られなかった
16	職務に必要な資格保持者の養成	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多種多様化する災害への確な対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていくことが必要である。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。 また、救急救命士の救急車搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	消防車両機関員：9人、救急救命士：3人を養成	職員１人が大型免許を、職員２人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員１人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	職員１人が大型免許を、職員２人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員１人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	100%	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成 （消防車両機関員：３人、救急救命士：１人）	職員１人が大型免許を、職員２人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員を養成した。また、救急救命士についても、職員１人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成を図ることができた。	100%	多種多様化する災害に的確に対応するため、３人の職員が大型免許を、６人の職員が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員を養成した。 また、増加する救急需要に対して、救急救命士の救急車の搭乗率を低下させないよう、３人の救急救命士を養成した。	消防車両機関員：9人、救急救命士：3人を養成	計画どおりに消防車両の機関員及び救急救命士の養成を行うことができた。今後においても、消防車両の機関員、救急救命士の養成を継続する必要がある。	A:十分な成果が得られた
17	校務支援システムを活用した校務のデジタル化と効率化の推進	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	校務支援システムの導入により、校務のデジタル化を進めているが、システムの定期的な運用については継続的に取り組む必要がある。	校務支援システム等デジタル技術を活用した校務のデジタル化と効率化に取り組む。	月当たりの時間外勤務80時間超の教職員：0名	令和5年4月より校務支援システムの本格運用を開始した。システムを効果的に活用するために、システム活用に係る研修会を7回実施した。また教職員へのアンケート調査を各学期末に実施した。	各校の実態に応じて研修会を実施した。校務支援システムの「掲示板」「メッセージ」機能の活用頻度を増やした。卒業証書をシステムで作成した。	各校の実態に応じて研修会を実施しながら、システムの機能を使いこなすことで教職員の業務改善につながるよう、様々な機能の有効性について周知を図る必要がある。	75%	校務支援システムの効果的な運用と働き方改革の推進	各校の実態に応じて研修会を実施した。校務支援システムの「掲示板」「メッセージ」機能の活用頻度を増やした。卒業証書、成績表、指導要録の作成や小中学校間の引継ぎをシステムを活用し行った	100%	校務支援システム等デジタル技術を活用した校務のデジタル化と効率化に取り組む。	月当たりの時間外勤務80時間超の教職員：0.5名	校務支援システムの時期更新にあたっては、共同調達の活用が必要になってくる。	A:十分な成果が得られた
18	安全で快適な職場環境の整備	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	近年、職場におけるハラスメント防止対策の必要性が高まっていることから、全ての職員に対して各ハラスメントの基本的な考え方や理解を深める必要がある。	「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針」や「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針の運用について」に基づき、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深める。	アンケートで「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：100%	令和５年１０月４日主幹級に対して外部講師による研修会を実施した。	令和6年10月30日に主任主査を対象に外部講師による研修を実施し、ハラスメントについて理解を深めた。 また、全正規職員を対象に、管理職と非管理職それぞれの立場に応じたハラスメント防止研修（映像研修）を実施し、受講者数546人のうち、542人がアンケートで「理解できた」または「概ね理解できた」と回答した。	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	75%	外部講師による研修会の実施と理解度調査 （対象：主査級職員）	令和7年10月22日及び24日に主査を対象に外部講師による研修を実施し、ハラスメントについて理解を深めた。	75%	各階層級及び全職員に対して、外部講師やオンラインによる研修を実施し、ハラスメントについて理解を深めた。	令和6年度実施のアンケートで「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：546人中542人（99.26%）	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	A:十分な成果が得られた
19	時代の変化に対応した柔軟な働き方の推進	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時代の変化に対応する働き方を推進するため、亀山市勤務時間の弾力化制度に関する規程に基づく勤務やテレワークの有効活用により柔軟で多様な働き方を推進している。現在、国において柔軟な働き方の推進についてその手法などを検討中であり、その動向を注視しつつ、柔軟で多様な働き方の拡充に取り組む必要がある。	現行の勤務時間の弾力化制度の検証を行い、必要な改正や拡充を行う。また、テレワークについては、国や県の動向に注視しつつ、本格実施に向けて取り組む。	勤務時間の弾力化制度の改正や拡充 テレワークの本格実施	新型コロナウイルス感染症が５類に移行されるまでは、職員が積極的に活用していたが、減少傾向にある。	勤務時間の弾力化制度に関する規程の一部を改正し、勤務時間を見直すことで利用しやすい環境整備を図った。	職員の働き方がより柔軟で多様な働き方へと拡充されている中、テレワークの本格実施について検討を進めていく必要がある。	50%	勤務時間の弾力化制度の拡充とテレワークの本格実施	勤務時間の弾力化制度については、各所属において、所属長のマネジメントの下、時間外勤務時間の削減や職員のワーク・ライフ・バランスの推進に活用した。	75%	勤務時間の弾力化制度を利用する職員は減少しているものの、所属長のマネジメントのもと当該制度を活用し、時間外勤務時間の削減や職員のワーク・ライフ・バランスの推進が図られている。 テレワークについては、国や県においては本格実施されているが、本市の実施については、更なる検討が必要である。	令和6年度において勤務時間の弾力化制度の改正を行い、拡充を図った。 テレワークの本格実施には至っていない。	テレワークについては、実施することが困難な職種や所属もあることから、本格実施については、慎重に判断する必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
20	新たな職員採用制度の導入と多様な人材の確保	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	行政ニーズの多様化やDXの急速な進展等に的確に対応するため、新たな採用制度の導入等により、専門的な知識や経験を有する人材を確保する必要がある。	これまでの新規職員の採用のほか、専門的な知識や経験を有する人材の確保に特化した採用制度の導入を行う。	DX人材の確保	職員採用試験を２回実施する等、採用する機会を増やして、人材の確保に努めたが、採用に繋がらない職種もあった。	職員採用試験を「前期試験」「後期試験」及び「追加試験」を実施することにより、採用する機会を増やすとともに、大学や高校を訪問し本市の魅力をアピールし人材の確保に努めたが、採用につながらない職種があった。	民間企業の採用の早期化や他市の採用試験の状況等を勘案し、採用方法の見直しを図る必要がある。	50%	ＤＸ人材の確保	職員採用試験を「前期試験」、「後期試験」及び「追加試験」を実施することにより、採用する機会を増やすとともに、大学や高校を訪問し本市の魅力をアピールし人材の確保に努めたが、採用につながらない職種があった。ＤＸ人材については、担当課において、令和８年度から地域活性化起業人制度を活用し、民間企業から２人の人材派遣を決定した。	50%	職員採用試験の回数を増やし、採用する機会を増やしたことで、職種によっては、人材確保につながった。 ＤＸ人材の確保においては、地域活性化起業人制度を活用し、担当課において人材確保に取り組んだ結果、令和８年度から２人の人材を民間企業から派遣することとなった。	地域活性化起業人制度を活用し、人材の確保を図った。	全国的な少子化、更には公務員を志望する人の減少傾向の影響により、特に有資格者（専門職）については、採用が大変困難な状況となっている。 採用試験の試験内容の見直しや本市の更なる魅力発信に努める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
21	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と会議資料のペーパーレス化の推進	Ⅰ行政システムの改革	３．働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	個人情報を含む会議や授業研究等、対面で行う必要がある会議や研修会がある一方、オンラインシステムで開催可能なものも少なくない。また、会議資料等も紙ベースが多く、ペーパーレス化が十分に進んでいない。	学校における会議や研修会等のオンラインシステムの活用によるデジタル化と効率化、ペーパーレス化による省資源化に取り組む。	紙ベースの会議・研修会資料：50%削減（R3年度比）	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。 市内小中学校において会議・研修会等の資料のペーパーレス化が行われた。	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。会議の資料をPDF化し、電子媒体で共有することで、資料のペーパーレス化を図った。 令和7年度よりLINEを利用した学校と家庭との連絡システムを市内統一で導入するため、令和6年度末より希望校による連絡システムの試行を実施した。	市教委主催の研修会や会議において、さらにオンライン開催を検討していく。 令和7年度より、LINEを活用した学校と家庭との連絡システムを市内統一で導入することで、保護者配付の文書のペーパーレス化を推進していきたい。	75%	対外会議及び研修会のオンラインシステムによる開催拡大とペーパーレス化の推進	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。会議の資料をPDF化し、電子媒体で共有することで、資料のペーパーレス化を図った。 令和7年度よりLINEを利用した学校と家庭との連絡システムを全校で試行できた。	100%	学校における会議や研修会等のオンラインシステムの活用によるデジタル化と効率化、ペーパーレス化による省資源化に取り組む。	紙ベースの会議・研修会資料：50%削	より、ペーパーレス化等を行いたいが、学校職員の端末は、市庁舎でWi-Fiをつなぐことができない。	A:十分な成果が得られた
22	モチベーションを高める職場環境の推進	Ⅰ行政システムの改革	４．人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	三層管理体制による組織・機構は、中間層であるグループリーダーの資質向上につながるものであり、職場全体の「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」につながる環境整備を進める必要がある。	グループリーダーのマネジメント能力を向上させる研修を行うとともに組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職員に対し、職場改善・向上研修を実施する。 また、組織・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがいがある・コミュニケーションが取れている」：60%	新たな組織の編成や業務の組み替えを行った。また、課長級の職員に対し、マスコミ対応研修を実施した。	職員間のコミュニケーションを通じて職員がやりがいを持って公務に精励できる職場環境づくりを目指し部長級及び課長級職員に対し、職員エンゲージメント向上研修を実施した。 組織機構については、所属長にヒアリングを実施した。	研修については、各階層で研修を実施しているが、グループリーダーのみを対象とした研修を実施していないことから、研修の実施方法について検討する必要がある。 第３次総合計画の策定に向けて、効果的・効率的な人事行政を推進するため、組織・機構の見直しを実施する必要がある。	50%	マネジメント向上研修Ⅲ（対象：グループリーダー） 職場改善・向上研修Ⅲ（対象：課長級職員） 組織機構改革の検証	組織・機構改革を実施し、第３次亀山市総合計画前期基本計画に位置付ける施策を効率的かつ効果的に推進し、安定した行政サービスを持続的に提供する組織体制とした。 研修においては、管理職としての判断力・決断力を身に付けることを目的として課長級職員に対し、判断力・決断力向上研修を実施した。	75%	管理職や主幹級職員に対して、現状に合わせた研修を実施し、マネジメント能力向上や職場環境の改善・向上につなげた。 また、組織・機構改革を実施し、第３次亀山市総合計画前期基本計画に位置付ける施策を効率的かつ効果的に推進し、安定した行政サービスを持続的に提供する組織体制とした。	「自己申告」における「仕事のやりがいがある」：51.1%・「コミュニケーションが取れている」：57.8%	引き続き、効果的・効率的な人事行政を推進するため、現行の組織・機構について継続的に検証し、必要であれば見直しをする。	B:まずまずの成果が得られた
23	階層別研修体系の構築・充実	Ⅰ行政システムの改革	４．人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人材育成基本方針に基づき研修を実施しているが、職員一人ひとりがいつまでにどのようなスキルを習得すべきかについて、体系的に把握できていない。	職員が受講する研修が、キャリア形成に繋がるよう体系的に構築した上で、習得すべきスキルの見える化を図る。 また、男女の区別なく、管理職を目指す意識を醸成するための研修を実施する。	キャリア形成につながる研修体系の構築及び研修の実施	新たな研修のあり方として、映像研修の実施について、検討を行った。 また、会計年度任用職員に対して研修を実施できるよう検討した。	映像研修を積極的に活用し、全正規職員にハラスメント研修を実施し、会計年度任用職員には、接遇研修を実施した。 人材育成基本方針の見直しに着手し、内容について精査した。	人材育成基本方針の見直しを図るとともに、キャリア形成につながるよう研修体系の構築及び研修を実施する必要がある。	50%	研修体系に基づく研修の実施 研修全体を見直し、新たな人材育成基本方針の策定	映像研修を積極的に活用し、会計年度任用職員を含む全正規職員にコンプライアンス研修を実施した。 現行の人材育成基本方針の終期を迎えることから、新たに人材育成基本方針を策定した。	75%	現状に合わせた研修を実施するとともに、現行の人材育成基本方針を組織・機構体制に沿った方針に改めることで、研修体系の見直しを実施した。	新たに人材育成基本方針を策定し、キャリア形成につながる研修体系を構築した。映像研修やオンライン研修を実施することで研修を受ける機会を増やし充実を図った。	新たに策定した人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発・資質向上を図り、キャリア形成につなげる必要がある。研修体系について見直しを実施したが、更なる充実を図る必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
24	コンプライアンス制度の適正な運用	Ⅰ行政システムの改革	４．人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制の整備については、亀山市職員コンプライアンス条例等を制定し、関係する制度を構築することで一定の成果がみられるものの、透明で市民から信頼される市政を確立するためには、更なるバージョンアップや制度運用の徹底が必要となるため。	働きかけ行為（要望等及び不当要求）については記録することが重要であることから、その記録を徹底するために周知等を行い、事例を積み重ねることで内容を分析し、対応に反映させる。	働きかけ行為に関する記録の件数：10件以上／年 分析の結果を踏まえた指針等の作成	・令和５年度における働きかけ行為に関する記録は７件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は０件であった。	「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行った。 令和６年度における働きかけ行為に関する記録は４４件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は０件であった。	令和６年度のアンケートの結果から、働きかけ行為の制度の概要については約８割の職員が理解していることが分かったが、前年度と同様であり更なる理解度の向上が必要である。	75%	積み重ねた事例をもとに、記録に関する指針の作成	「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行った。 令和７年度における働きかけ行為に関する記録は２６件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は０件であった。	50%	毎年「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行ったことにより、コンプライアンスに関するアンケートにおいて、働きかけ行為の制度の概要について理解している職員の割合は、令和４年度の約７８%から令和７年度の約８３%に約５%増加しており、一定の成果があったものと考えられる。 働きかけ行為に関する記録について、令和６年度及び令和７年度は、目標指標（１０件以上／年）を上回った。	働きかけ行為に関する記録の件数 R5年度：7件 R6年度：44件 R7年度：26件 事例の内容を分析し、対応に反映させるには至らなかった。	働きかけ行為に関する記録の件数を目標指標としているが、働きかけ行為そのものは、少ない方が望ましいものである。 働きかけ行為に関する制度の理解度を更に向上させる必要がある。	B:まずまずの成果が得られた

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 （R５－R７）	目標指標	令和5年度	令和6年度			令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度末実績 （具体的な取組の状況）	年度末実績 （具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績 （具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績 （令和７年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
25	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	Ⅰ行政システムの改革	５．新たな公文書管理の改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	それぞれの部署における簿冊の保管スペースが不十分であり、それに伴い適切な文書管理が妨げられている。また、行政事務のデジタル化が進む中で、それに適した文書管理を導入する必要がある。	・メール等により電磁的に受領した文書の管理方法の見直し ・収受供覧、起案等における文書回付の見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討、決定及び見直し ・永年文書の取扱いの見直し	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	・令和５年１０月から電子決裁制度を導入し、メール等により電磁的に受領した文書については、電子決裁の添付文書等として共有・保存する運用とした。 ・一部のものを除いて電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。 ・電子決裁により添付文書が電子化したこと、決裁状況が即時に把握できること等により、文書回付の見直しが図られた。 ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	電子決裁の例外としている文書以外であっても紙媒体で決裁しているものが見受けられるため、どのような文書が紙媒体で処理されているか確認を行った。	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの検討及び整理が必要である。 電磁的に保管する文書の範囲及び永年文書の取扱い等の検討・見直しが必要である。	50%	効果（文章量の削減と将来予測）の検証及び必要な見直し 永年文書の取扱いの見直し	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの検討を行った。 電磁的に保管する文書の範囲及び永年保存文書の取扱い等の検討を行った。	50%	令和５年１０月から電子決裁制度を導入し、文書取扱規程を改正したことにより、メール等により電磁的に受領した文書の管理方法の見直しを行った。 一部のものを除いて電子決裁に係る文書等について、可能なものからデジタル化を図った。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：80%	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかを整理し、取扱い等を決定する必要がある。 また、永年文書の取扱い等の見直し及び基準の策定が必要である。	A:十分な成果が得られた
26	公文書ペーパーレス化の推進	Ⅰ行政システムの改革	５．新たな公文書管理の改革	政策部長、総務財政部長	DX推進室長	DX推進室	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線 LANを拡充する必要がある。	庁内無線LAN環境と電子会議システムを拡充することにより、ペーパーレス化と柔軟かつ効率的な働き方を推進を推進する。	庁内無線LANに接続可能な端末の割合：50%	内部事務用ネットワークの無線 LAN化を本庁２階及び総合保健福祉センター拡充し、効率的な働き方の環境整備やネットワークループ等の削減を図った。また、幹部職員が活用している電子会議システムについて、新たに課長等に拡充した。	本庁及び総合保健福祉センターに設置している無線LANネットワークについて、管理システムの活用により安定した運用ができ、効率的な働き方の環境を維持することができた。また、管理職等が活用している電子会議システムについて、当該システムの活用により会議資料等の削減や効率的な会議運営に寄与することができた。	引き続き、庁内無線LANや電子会議システムを安定稼働させるとともに、当該システム等の一層の活用により、柔軟かつ効率的な働き方を推進していく必要がある。	75%	機器及びシステムの運用管理	本庁及び総合保健福祉センターに設置している内部事務用無線LANネットワークについては、管理システムを継続して活用し、安定した運用を維持することで、効率的に働ける環境を継続的に確保した。また、管理職等が活用している電子会議システムについても継続運用を行い、会議資料の電子化・削減や円滑な会議運営に引き続き寄与した。	75%	本庁3階会議室に展開していた内部事務用ネットワークの無線LAN化を本庁の他の執務室や総合保健福祉センター順次拡充したほか、管理システムを活用した運用により、無線LANの安定稼働を確保することで、効率的に働ける環境を継続的に確保した。また、電子会議システムを利用できる職員を、部長等幹部職員に加え、課長等へも拡充したことで、会議資料等の電子化・削減と会議運営の効率化により、印刷・配布コストの抑制や情報共有の迅速化を図った。	庁内無線LANに接続可能な端末の割合：54.5%	内部事務用無線LANネットワーク及び電子会議システムの安定した運用を維持するとともに、これらの活用を一層拡充し、ペーパーレス会議を継続的に推進する必要がある。また、柔軟かつ効率的な働き方の実現に向けて、無線LANネットワークに接続したグループウェアパソコンのモバイル化を検討する必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
27	資金運用による財源確保	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率的・効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。 令和4年以降の長期金利の上昇等により売却益を得るのが難しい状況にある。	平成30年7月に改訂した亀山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保：870万/年	３０億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和５年度は10,441千円の運用収益を得た。	３０億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和６年度は10,441千円の運用収益を得た。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。 購入時より債券利息が上昇し続けていることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。	100%	地方債等債券による資金運用	30億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和７年度は20,917千円の運用収益を得た。	100%	30億円の債券運用を通じた収益は、令和５年度から７年度までの３年間で41,690千円となり、目標指標（8,700千円/年）を超える運用収益を確保することができた。	13,896千円/年	保有している債権については、購入時よりも価格が下落しており、現状では売却益を見込むことができず、保有し続ける以外に選択肢がない。	A:十分な成果が得られた
28	普通財産の有効活用・売却	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	市が保有する普通財産において草刈り等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。	普通財産の内、未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付：売却売却：３件貸付：120件	普通財産の貸付 35件（6,425,067円）	旧若草住宅用地及び旧新所住宅用地について、一般競争入札による売り払い手続きを進めたが、応札者がなく売却に至らなかった。 また、民間のノウハウを活用した売却手法については、市内業者へヒアリングするとともに他市事例を調査した。 普通財産の貸付 33件（5,261,798円）	未利用地の売却等に当たっては、昨年度の取組内容を踏まえ、宅建協会や不動産協会との連携による仲介制度やネット公売など新たな手法を取り入れるとともに、市ホームページの見直しなど効果的な情報発信を行う必要がある。	75%	未利用地の貸付、不要財産の売却（売却１件、貸付30件）	市内不動産業者等にヒアリングを行い、市場性や効果的な情報発信の手法について意見を伺った。また、未利用地の売却については、以前、入札が不調となった亀田（落崎）住宅を含む３か所の旧市営住宅用地について、県内不動産団体との連携による媒介制度や民間のネットオークションサイトを利用した入札を行ったが、売却には至らなかった。 普通財産の貸付 30件（6,254,942円） 普通財産の売却 10件（33,438,070円）	75%	未利用地の売却等に当たって、県内不動産団体との連携による媒介制度や民間のネットオークションサイトを利用するなど、公民連携による取組制度を構築した。	未利用地の貸付、不動産の売却 貸付　98件 売却　25件	公共施設の老朽化等に伴う、施設再編及び公有財産の活用が大きな課題となることから、公民連携による公有財産の活用等について引き続き検討する必要がある。 未利用地管理には、草刈り等の費用が必要となっており、物件の特性に応じた利活用を進めるなど、維持管理コストの抑制に向けた取組を進めていく必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
29	特別徴収事業所の拡大	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ	地方税法で規定されている特別徴収について、平成２１年度から県内全市町と連携し、特別徴収加入の促進に努めており、税収確保の観点からも今後も特別徴収制度の周知と義務の徹底を行っていく必要がある。	原則、従業員２人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	給与特別徴収の割合：90%以上の維持	原則、従業員２人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。しかしながら、事業専従者のみや非支給月があるなどの除外が多く、特別徴収の割合は、令和４年度比0.3ポイント減の89.8%となった。	原則、従業員２人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。結果、給与所得者納税義務者に対する特別徴収割合は、90.4%で令和５年度比0.63ポイントの上昇となった。	平成２１年度から県内全市町と連携して特別徴収の加入促進に向けた取組を行い、平成２６年５月には事業主に対する特別徴収義務者の指定の徴底を行った。本市でも平成２５年度は特別徴収割合が74.4%であったが、令和６年度では90.4%と16ポイント上昇し、事業主側の特別徴収制度に対する理解も深まり給与所得者の約９割は特別徴収で給与から市民税を徴収できるようになった。しかし、外国人労働者も特別徴収の対象となったため中途退職後に帰国した場合は、残額の普通徴収分が滞納となる場合がある。	100%	従業員２人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	原則、従業員２人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。結果、給与所得者納税義務者に対する特別徴収割合は、90.4%で令和５年度比0.63ポイントの上昇となった。	75%	市民税を毎月の給与から差し引く特別徴収とすることで、収納率及び税収確保の向上並びに納税義務者が銀行等へ市民税を納入に行く負担軽減に繋がった。	90.70%	令和７年度は、特別徴収割合が90.7%と前年度よりも0.3ポイント上昇した。特別徴収とすることで、収納率の向上や納税義務者の負担軽減に繋がる一方、外国人労働者で退職後に帰国する場合、特別徴収で未徴収分が普通徴収扱いとなり納税通知書が納税義務者に送達できない場合もあり、滞納に繋がる恐れもある。	B:まずまずの成果が得られた
30	市税（現年度）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	県内トップクラスの収納率を目指して、引き続き納税者の納付意識の向上や納付環境の整備を行う。	県内トップクラスの収納率に向け、キャッシュレス決済の社会経済情勢の変化に対応する納付環境の整備や納税者の意識向上に向けた取組みを行う。	収納率：99.20%	現年収納率は目標を達成(99.32%)。 また、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書に二次元コードを導入し、収納代理金融機関、指定金融機関以外の金融機関、スマホアプリ、クレジットカードで納付が可能となり、納税環境の充実に努めた。	令和６年度の現年収納率は99.33%であった（４月３０日現在）。 また、市県民税（普通徴収）及び国民健康保険税の二次元コード納付を可能とするため令和７年度にシステム改修の予算を計上。令和８年度からの開始を予定している。	収納率向上のため、令和７年度途中からシステム標準化による催告書の様式変更に合わせ、催告に分かり易い外国語の文書を同封することによって外国人労働者の滞納者の縮減に努めることを検討している。	100%	収納率向上に向けた取組、現状の納付整備の検証	令和７年度の現年収納率は99.38%であり、目標を達成することができた また、令和９年度から市県民税（普通徴収分）及び国民健康保険税について、二次元コードでの納付を可能にするためのシステム改修を行った。	100%	現年収納率については目標を上回ることができた。 また、納付書への二次元コード導入任意 税目である市県民税（普通徴収分）及び国民健康保険税についても令和８年度から二次元コードを導入し、更なる納税環境の整備ができたものと評価する。	収納率：99.38%	今後は令和７年度途中から開始した外国籍の方への催告書に訳文を同封することを継続すると同時に、窓口や電話での対応についても、担当職員が分かり易い日本語を使う等、催告後のフォローにも注力する。	A:十分な成果が得られた
31	市の債権の適正管理	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なり、税の滞納整理手法をそのまま適用できず、個人情報の共有も難しいが、財政の健全化を進める上で、全庁的に債権回収の意識醸成を図り、適正な債権管理に努める。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)を実施し、担当課の滞納整理状況の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。	判定委員会への困難案件上程：15件/年	年度計画のとおり各部会および滞納処分等判定委員会を実施。滞納処分等判定委員会に困難事案を15件上程。滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。滞納処分等判定委員会要綱を改正。令和６年度から介護保険料を公債権部会に加入。市の債権確保の一層の向上に努める。	計画のとおり各部会及び滞納処分等判定委員会を開催した。困難案件については税務課から14件上程した。委員会で滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。 また、公債権部会において、令和７年度から市民課所管の債権である介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納案件の一部について市民課と共同して対応を行うこととした。	本取組を通じ、各債権所管課に財政健全化のための債権保全および回収の意識が定着してきている。 今後は部会を通じ、各部署の困難案件や徴収力の強化のための課題を精査し、債権所管課の徴収力強化に努め、より一層歳入確保に努める。	100%	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	年度計画通り、各部会及び滞納処分等判定委員会を開催した。困難案件については税務課から8件上程。委員会で滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。	100%	毎年度、予定通り各部会及び滞納処分等判定委員会を開催できており、本取組を通じ、各債権所管課に債権保全および債権回収の意識が定着したものと評価する。	判定委員会への困難案件上程：8件	各部署、システム標準化への対応や人員の削減等により債権保全に携われる人材や時間が限られており、効率的な手法が求められている。	A:十分な成果が得られた
32	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、３歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。	収納率：99.80%	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。（収納率：９９．６３%）	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。（収納率：９９．７４%）	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、回収を進めたが、目標指標の達成までには至らなかった。今後も引き続き未納者に対して、児童手当を未納分へ充当する同意書を求めるとともに、他課と情報を共有しながら徴収の強化を行う。	75%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。（収納率：９８．７１%）	75%	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付し提出を促すことで回収に努めた。令和７年度については、定額減税の終了に伴い利用者負担額が増加した影響により、収納率が前年度と比較して低下した。	収納率98.71%	現年度分が滞納繰越とならないよう催告の強化を図るとともに、児童手当からの充当が可能である旨の案内を積極的に行い、他課と情報共有しながら、早期納付の促進に努める必要がある。	A:十分な成果が得られた
33	市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し供給しているため、生活に困窮している状況であるが、市営住宅入居者の納付意識を高め、収納率の向上に向けて取り組む必要がある。	口座振替制度利用の促進、滞納となった場合は各戸訪問、督促状や催告書の送付、また、分割納付など柔軟な対応により、収納率の向上を図る。	収納率：97.00%	口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合や納付期限までに納付がない場合は各戸を訪問し、納付相談を行うなど収納率の向上に努め、現年分の収納率は96.42%となった。	口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合は、半月後に再度口座振替を実施した。また、納付期限までに納付がない場合は臨戸訪問や納付相談を行うなど、収納率の向上に努め、現年分の収納率は97.12%となった。	市営住宅使用料を3月以上滞納したときは、市営住宅条例の規定に基づき住宅の明渡しを請求することができるため、再三の督促や催告に反応がないなど、納付意識の改善が感じられない入居者については、明渡し請求をする必要がある。 しかしながら、市営住宅は低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して供給していることから、過去の滞納分について毎月の住宅使用料に上乗せするなど、滞納額を増加させないような対応も併せて行う必要がある。	75%	収納率向上のための取組の継続	さらなる口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合や納付期限までに納付がない場合は、臨戸訪問や電話連絡により、納付相談や納付催促を行い収納率の向上に努めたが、現年分の収納率は94.98%となった。	100%	滞納者宅への臨戸訪問、督促状、催告書の送付などの取り組みを継続的に行い、また生活に困窮していると思われる者に対しては分割納付に応じる等の柔軟な対応を行うことで収納率向上に努めた。	令和7年度末の市営住宅使用料の現年度収納率は94.98%であり、目標数値である97.00%には2.02%及ばなかった。	市営住宅は低額所得者等の住宅確保要配慮者を対象として供給していることから、生活困窮世帯については分割納付に応じる等、柔軟な対応を心掛けてきたが、分割納付さえも怠る入居者がいることから収納率が落ちている傾向がある。市営住宅使用料は3カ月以上滞納すると市営住宅条例に基づき明渡請求もできることから、滞納者に対しては丁寧に説明しつつも、納付を怠らないよう厳しく指導していく。	B:まずまずの成果が得られた

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 （R5－R7）	目標指標	令和5年度		令和6年度			令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度末実績 （具体的な取組の状況）	課題・問題点	年度末実績 （具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績 （具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績 （令和７年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
34	医業未収金の徴収対策	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課医事グループ	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を実施しているが、所在不明や金銭的な理由により支払いを滞納する者が増加しており、未収金の減少には至っていない。前期計画の目標である収納率90%も達成することができなかった。このことから、後期実施計画においても引き続き積極的な支払督促を実施するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、現状行っていない案件についても、積極的に回収依頼を行い、未収金の減少に努める必要がある。	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を引き続き積極的に行う。 また、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、現状行っていない案件についても、積極的に回収依頼を行い、未収金の減少に努め、収納率90%の達成に努める。	収納率：90.00%	未納者に対し、積極的に医療費のお知らせを送付し、窓口における支払督促も行い、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率９０％の達成に努めたが、85.12%に留まり、目標の達成には至らなかった。 （令和６年５月末現在　収納率 99.76%）	未納の患者に積極的に医療費のお知らせを送付し、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率は99.4%であった。	回収委任については、費用対効果を勘案して依頼を行っているため、少額の未納者に回収委任が行えない状況がある。そのため、金額の多寡に関わらず、未納者への医療費のお知らせの送付を迅速に行うことが重要である。	75%	前期同様に過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めて顧問弁護士への委託、新たな回収方法等の検討	未納者に対し、積極的に医療費のお知らせを送付し、窓口における支払督促も積極的に行っている。顧問弁護士への回収委任は行わなかったものの、令和８年５月末現在の収納率は99.93%であった。	75%	毎年度、未納者をリストにして把握し、未納者には複数回医療費のお知らせを送付する等、回収作業を積極的に行っている。費用対効果を勘案し、当該期間内に弁護士への回収委任は行わなかったが、それぞれの年度で回収実績を上げることができた。	収納率９０%の達成を目指し、令和７年度末の当該期間の収納率は99.81%であった。	毎年、様々な理由により未収金が発生している。 顧問弁護士への回収委任についても、費用対効果を勘案して依頼を行っているが、生活困窮や所在不明等を理由に未納者から回収が行えない状況もあり、未納者と未納額を早期に把握し、督促を行うことが必要である。 時間外に受診する患者や生活困窮者は未収が発生しやすく、回収不能に陥ることが多いため、患者からの一時預かり金を徴底する等、未収が発生しないような取り組みを引き続き継続していく。	A:十分な成果が得られた
35	企業版ふるさと納税の活用	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	第２期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた取組を推進するため、本市が行う地方創生の取組に対する法人からの寄附を促す制度（企業版ふるさと納税）を積極的に活用し、民間資金の獲得による歳入の確保を図っていく必要がある。	民間資金の獲得のため、市ホームページ・SNS等の活用や、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載など、全国の企業に対して本市の地方創生の取組を紹介する。	1件以上／年	内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへ本市の取組を掲載するとともに、PR用のパンフレットを作成し、亀山市雇用対策協議会に配布するなど、積極的な情報発信を行い、3件の寄附を受けることができた。（寄附金額は企業の意向により非公表）	昨年に引き続き、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載とPR用パンフレットの更新を行うとともに、亀山市雇用対策協議会研修会でのPRなどを行ったことで、2件の寄附を受けることができた。また、企業版ふるさと納税の制度が3年間延長されたことから、地域再生計画の見直しを行い、内閣府の認定を受けることできた。	企業版ふるさと納税の国の制度が3年間延長されたことから、様々な機会を捉え、更なる制度周知を行うとともに、本市に関わりのある市外の企業等に対し、制度周知と本市の魅力発信を行うための方法について、研究を進める必要である。	75%	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載	第２期亀山市まち・ひと・しごと創生推進計画（地域再生計画）が令和７年度末が終期であったことや国の制度延長に伴い、企業版ふるさと納税制度を引き続き活用する為、第３次亀山市総合計画の策定と合わせて、第３期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国から第３期亀山市まち・ひと・しごと創生推進計画（地域再生計画）の認定を受けた。制度の周知拡大に向けては、市ホームページでの情報発信に加え、亀山市雇用対策協議会研修会において担当者への制度説明を行うとともに、企業訪問時におけるＰＲにも取り組んだ。	75%	内閣府ポータルサイトへの掲載、市ホームページによる情報発信、ＰＲ用パンフレットの作成・更新等を継続して実施した結果、令和５年度３件、令和６年度２件、令和７年度３件の寄附獲得に伴う制度 ３件の寄附を受領し各事業に活用した。加えて、企業版ふるさと納税の国の制度延長に伴う地域再生計画の見直し・認定等、制度活用を継続するための基盤整備にも取り組んだ。	企業版ふるさと納税の寄附件数については、令和５年度：３件 令和６年度：２件 令和７年度：３件 ３か年で８件を受領 １年あたり約２．６件となり、目標指標を達成することができた。	企業版ふるさと納税の更なる活用促進に向けては、企業との接点を拡大するため、様々な機会を捉えた制度周知を一層強化していく必要がある。また、企業に対し、仲介事業者との業務提携を活用した制度紹介や、本市の魅力発信の効果的な方法について、引き続き検討を進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
36	ふるさと納税の推進	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	令和２年度の寄付金額は約300万円であったが、令和３年７月からシステムの委託やポータルサイトの増設（楽天）など新たな手法を取り入れた結果、令和３年度の寄附金額は約1,000万円になった。令和４年度の目標額を2,000万円としているものの、令和４年度上半期で約500万円という状況であり、伸び悩んでいる。	寄付金額を伸ばすため、返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設等の取り組みを図る。	寄付金額R5年度：5,000万円 R6年度：7,500万円 R7年度：１億円	寄附金額は約4,100万円で、目標額には及ばなかった。しかし、新規事業者や返礼品の拡大を目指した結果、令和５年３月末現在では33事業者215品目であったが、令和６年３月現在は41事業者370品目となり、知名度貢献に寄与できた。	ふるさと納税業務の受託業者をプロポーザル方式で新たに選定・契約し、返礼品提供事業者及び返礼品を52事業者、538品目に増やした。また、「ふるなび」、「アマゾン」など新たなポータルサイトの導入及び既存サイトのリニューアルなどの取り組みを進めた結果、1,108件、58,363,890円の寄附となった。	常に既存サイトのSEO対策を行い、本市の返礼品へのアクセス数を増やす必要がある。また、今後も返礼品提供事業者や返礼品を増やしていく必要がある。	50%	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル	返礼品提供事業者及び返礼品目を令和8年3月末現在で、54事業者718品目に増やしたことあり、1,781件、88,181,000円の寄附を受けることができた。	75%	ふるさと納税業務の受託業者を見直すとともに、返礼品提供事業者及び返礼品を33事業者215品目（R5.4）から54事業者718品目（R8.3）に増やした。また、新たなポータルサイトの導入や現地決済型ふるさと納税の導入などにも取り組んだ結果、令和7年度の寄附額は88,181,000円となった。 令和6年度寄附額：58,363,890円 令和5年度寄附額：40,960,030円	令和7年度寄附額：88,181,000円	ふるさと納税については、これまで何度も国による制度運用の厳格化が図られてきたことから、寄附金額を増やすためには、決められたルールの中で、限られた手法により取り組むことが求められている。限られた手法として、返礼品提供事業者及び返礼品の増加、ポータルサイトのSEO対策に取り組む必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
37	市内への企業誘致の推進と新たな産業団地の確保に向けた検討	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に企業誘致を進めてきたが、平成30年度に販売を開始した新分譲地１０区画が完売になるなど、区画数も残りわずかとなっていることから、新たな産業団地の確保に向けた検討が必要である。	本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスの良さ等を生かし、構極的な市内への企業誘致を行う。また、新たな産業団地の確保に向けた検討を進める。	市内への進出企業数：６社（令和7年度末）	市内への新規企業は誘致できなかったが、７社が操業を開始することができ、雇用確保など支援に努めることができた。今後の産業団地については、亀山・関テクノヒルズの開発者である住友商事株式会社と産業団地の開発の実現に向けて、協議を行った。	市内への企業誘致はできなかったが、３社（㈱キンレイ、㈱スズカ未来、㈱よしみね）が操業を開始した。また、新たな産業団地確保に向け、庁内で検討を行い、令和7年度に概略設計業務委託を発注するための予算計上を行った。	「亀山・関テクノヒルズ」の残り区画がわずかとなっている。そのため、新たな産業団地確保に向け、概略設計業務を行うが、設計後の事業手法については、慎重な検討が必要である。	25%	市内への企業誘致（２社） 新たな産業団地の確保に向けた検討	「亀山・関テクノヒルズ」内への進出について、新たに2社と立地協定を締結した。また、新たな産業団地確保に向け、概略設計業務委託を発注し、土地利用計画図の作成及び概算工事費の算出を行った。	75%	令和5年度以降、9社が操業を開始し、2社と立地協定を締結した。また、新たな産業団地確保に向け、庁内で検討を進め、概略設計業務委の発注により、土地利用計画図の作成及び概算工事費の算出を行った。 （効果額は、操業を開始した企業が納付した税額となるが、法人情報であり、公表不可） 令和7年度立地協定：2社 令和6年度操業：3社、令和5年度操業：6社	市内への企業誘致：2社（立地協定締結）	民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」が完売となったことから、未操業の企業について、早期操業に向け支援を行うとともに、企業誘致のために新たな産業団地を確保することが喫緊の課題である。	B:まずまずの成果が得られた
38	地域資源を活かした観光プロモーションの強化	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ	スマートフォンを活用した情報発信の普及と進化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の長期化により、ニューノーマル等、社会の変化に適応した観光政策の推進が求められている。一方、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」による特産品等のブランド化を礎に、既存の特産品の販路拡大や新たな特産品の販路確保を切れ目なく支援することで、新たな価値を創出し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。	魅力的な観光コンテンツの創出や来訪意欲の増進に向け、観光ＤＸを推進するとともに、ＳＮＳやインターネットでの情報発信力を強化する。近隣自治体等と連携して回遊性の向上を図るとともに、個人訪問者をターゲットとした情報発信を行い、訪問客に魅力ある観光地として選ばれるプロモーション活動を進める。 亀山ブランドによる地域産品の価値を高めるとともに、発掘から販路開拓による一連の支援により、産業振興と地域の活性化につなげる。	観光入込客数 ：220,000人 （R7年度） 観光協会ホームページ訪問者数 ：235,000人 （R7年度） 地域ブランドの認定件数 ：57品目 （R7年度）	観光入込客数：213,712人 観光協会ホームページ訪問者数：248,438人 地域ブランドの認定件数：38品目	観光入込客数：212,663人 観光協会ホームページ訪問者数：280,221人 地域ブランドの認定件数：38品目(R6新規なし)	情報発信を強化することにより、亀山市の魅力を伝えることはできたが、今後は市内への誘客を図るための取組が必要である。市内回遊性を高め、体験型アクティビティを提供する亀山版グリーンツーリズムを確立するため、学校や企業など教育旅行の誘致を目的にモニターツアーを実施し、さらなる本市への誘客に向けた取組が必要である。 新たな商品の開発や、亀山ブランド認定品の売り上げを伸ばすための商品の魅力向上や販売手法・経路を増やす取り組みが求められている。 また、市内観光施設に亀山ブランドの常設コーナーを拡充するなど、市内や近隣市にも亀山ブランドの知名度をあげる取り組みが必要である。	75%	これまで醸成した亀山市の観光イメージを、実際に体験する場の提供、亀山市の文化について実体験、理解の醸成 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	観光入込客数：208,541人 観光協会ホームページ訪問者数：292,753人 地域ブランドの認定件数：41品目(R7新規3品目)	75%	令和4年度より、コンセプト「アートが生まれる街、亀山」および年度テーマ「道」「灯」「学」「歩」のもと、インフルエンサーの起用や多様なメディア（雑誌・特設WEB・ポスター等）を連動させた多角的な情報発信を展開し、本市の観光認知度の向上を図ってきた。その間、観光協会ＨＰ訪問者数も年々増加し、効果的な観光ＰＲができた。さらに、情報発信のみならず、観光客の誘客を促進するため、令和6年度には「亀山版グリーンツーリズム」を造成し、令和7年度に教育旅行誘致のモニターツアーを実施するなど、新たな観光コンテンツの創出と周遊性向上に向けた取り組みを推進した。 しかしながら、観光入込客数については、令和5年度の213,712人から令和7年度には208,541人へ25,171人減少しており、これら構築したコンテンツや認知度を実際の誘客へ結びつける、さらなる実践的な取り組みが必要である。 一方、亀山ブランドについては、令和5年度に4事業者5品目、令和7年度に3事業者3品目を新たに認定した。あわせて、認定品のPR出展に注力するとともに、認定事業者への個別相談会の実施といったステップアップ支援を展開した。これらの取り組みにより、「亀山ブランド」のさらなる認知度向上と事業者の育成を図ることができた。	観光入込客数：208,541人 観光協会ホームページ訪問者数：292,753人 地域ブランドの認定件数：41品目	観光プロモーションについては様々な取り組みを行っているが、観光入込客数が減少していることから、SNSの活用などより戦略的な情報発信を行うとともに、モニターツアーの検証結果を踏まえ、亀山版グリーンツーリズムを更にブラッシュアップし、亀山市への誘客促進につながるよう取り組む必要がある。 また、亀山ブランドについて、積極的に市内外に情報発信やＰＲ出展を行ってきたが、市内での亀山ブランドの認知度が十分でないため、認知度の向上を図る必要がある。 また伴走型支援が一時的であり、販路拡大につながっていないため、ＰＲ方法の戦略や事業者と消費者の対面販売など、魅力発信の新たな手法が求められる。	C:あまり成果が得られなかった
39	学校給食費（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課保健給食グループ	令和３年度から公会計化し、現年収納率は99.88%であった。保護者負担の公平性と学校給食の適切な運用のため、滞納の防止に取り組む必要がある。	保護者に対し給食費徴収への理解を求める文書を送付するとともに、原則、すべて口座振替とし、滞納者には再振替や督促状・催告状の送付を行う。また、電話催告や臨戸訪問、児童手当等からの充当を行い、滞納の解消を図る。	収納率：99.9%	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状、催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.62%となった。	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状・催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.60%となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が増加している。また、児童手当からの徴収申出は有効な方法であるが、滞納者から申出を得られない場合や、転出等により児童手当が支給されない場合は徴収が困難となる。	75%	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状・催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.80%となった。	75%	給食費徴収への理解を求める文書による周知等により、ほとんどの世帯が口座振替としている状況を継続できている。 また、督促状・催告状の送付、早期の電話催告、臨戸訪問、児童手当からの徴収等により高い水準での収納率もキープできている。	収納率99.9%に対し、令和7年度末では99.8%となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が引き続き見受けられる。 また、口座振替を行っていても残高不足等により徴収が出来ないケースもあり、繰り返しの周知が必要である。	B:まずまずの成果が得られた
40	図書館の蔵書充実のための財源確保	Ⅱ財政運営の強化	６．歳入確保の推進	教育部長	図書館長	教育委員会事務局図書館	継続した資料収集保存及び提供を行う上で、雑誌スポンサー制度の見直しを行うとともに、財源確保など新たな仕組みを検討する必要がある。	幅広い利用者層に様々な図書館資料を提供できるよう、図書館の役割や趣旨に賛同いただける企業や団体等から資料等の寄贈提供を受けることやクラウドファンディング等の手法による資金調達を含めた財源確保の検討をする。	資金調達方法の検討結果の反映及びHPや市保有媒体での広報の実施	寄贈資料の受入れ基準については、「寄贈資料の取扱いについて」として受入れの際の基準を定めた。 また、雑誌スポンサー制度の見直しについては、見直しには至らなかった。	雑誌スポンサー制度を継続的に活用し、地域の企業や個人からの協力を得て図書資料の充実を図った。この制度は、地域とのつながりを深めるとともに、図書館の役割や意義への理解促進にもつながり、持続可能な支援の仕組みとして定着しつつある。また、制度の見直しについても検討を行ったが、現時点での制度維持が妥当との判断に至った。あわせて、さらなる図書館サービスの充実を目的とし、三重県図書館協会の図書館振興事業助成金に対する申請も行い、多様な資金確保の手段を積極的に模索した。	クラウドファンディングは一時的な資金調達手段であり、長期的運営への適合性について慎重な検討が必要である。また、支援額の小口化やプロジェクト数の増加により参入障壁が高まり、発信力や運営スキルが求められるなど業務負担も大きい。一方、雑誌スポンサー制度は安定的支援の仕組みとして定着しており、今後も活用を継続する。また、公益財団法人岡田文化財団への助成申請を行うなど、資金調達の手段を検討している。	75%	クラウドファンディング等の資金調達方法の検討結果の反映	雑誌スポンサー制度を継続的に活用し、地域の企業等からの協力を得て図書資料の充実を図った。この制度は、地域とのつながりを深めるとともに、図書館の役割や意義への理解促進にもつながり、持続可能な支援の仕組みとして定着している。 また、亀山市図書館100年プロジェクト実施のため、岡田文化財団公募助成申請を行い、新たな方法によって資金を確保した。	75%	計画作成時に想定していたクラウドファンディングは、長期的運営への適合性、業務負担等の観点から慎重な検討が必要であり、結果的に実施には至らなかった。 一方で、寄贈資料の受入れ基準を定めた他、雑誌スポンサー制度を安定的支援の仕組みとして定着させることができた。 また、三重県図書館協会の図書館振興事業助成や岡田文化財団公募助成の申請を行うなど、積極的に資金確保を行った。	資金調達方法を検討し、適していると判断した方法により資金確保を行った。 雑誌スポンサー制度については、ホームページに掲載し、周知を行った。	雑誌スポンサー制度は安定的支援の仕組みとして定着しており、今後も継続予定である。 一方で、計画作成時に想定していたクラウドファンディングは長期的運営への適合性、業務負担等の観点から慎重な検討が必要であり、実施に至るのは困難な状況である。 また、県や公益財団法人等の各種助成についても、要件を満たし、継続的に助成を受け続けることは困難であると想定される。	B:まずまずの成果が得られた
41	公共料金の支払一元化	Ⅱ財政運営の強化	７．歳出の節減・重点化	会計管理者	－	会計課出納グループ	公共料金の支払い方法について、事業別予算のため各課で執行している。 起票後会計課へ回付し支払を行っているため、各課での起票及び会計課での審査に時間を要している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	公共料金明細のデータを財務会計システムに取り込み、１つの部署で一括起票して支払うことによる事務の効率化を目指す。	伝票処理の効率化 領収書貼付け作業：330枚/月×5分＝27.5時間/月	各種公共料金の口座引き落としのためのデータ登録を行い、財務会計システムや公共料金明細データを受け取るための設定を行った。会計課にて公共料金のデータを抽出し、財務課契約管財Gにて財務会計システムから一括起票し支払を行い、光熱水費及び通信運搬費の口座振替による支払を開始した。	各種公共料金の口座引き落としを令和５年度から開始し、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。 R6年度実績（１か月分平均） 取り込み明細件数（＝納付書枚数）350件分を公共料金口座振替分伝票（財務課一括起票分）20枚に削減して処理 （内訳：電話料金130件、上下水道料金110件、電気料金110件）	各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行った。しかしながら、エラーが出る場合があるため、引き続き周知に努める必要がある。	100%	公共料金明細サービスの運用	各種公共料金の口座引き落としを令和５年度から開始し、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。 R７年度実績（１か月平均） 取り込み明細件数（＝納付書枚数）345件分を公共料金口座振替分伝票（財務課一括起票分）22枚に削減して処理 （内訳：電話料金125件、上下水道料金110件、電気料金110件）	100%	各種公共料金の支払を口座引き落としに切り替えたことで、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。	１月平均28.75時間削減 345枚/月×5分＝28.75時間/月	事務の効率化は図られたが、各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足等が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行ったが、エラーが発生することがあるため、引き続き周知に努める必要がある。また、機構改革及び予算の事業番号が変更になった際、マスター登録の変更を関係部署との調整のうえ行う必要がある。	A:十分な成果が得られた
42	各種補助金の検証	Ⅱ財政運営の強化	７．歳出の節減・重点化	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	補助金のあり方については、「補助金の適正化に関する基準」に基づき適正化を図っている。 各種補助金の執行については、令和元年６月に「亀山市補助金等交付事務内部監査規程」を定め、関係法令、条例規則等の遵守及び適正な事務処理等の執行の監査を実施している。	費用対効果に基づいた補助金の検証を行うための取組方法の検討を行い、実施する。	年間2補助金の検証を実施	終期が設定されていない補助金等の交付要綱や交付基準に、2月末を目途に令和７年度末を終期として設定することを指示し、一部を除き実施した。（指定管理など契約期間が令和7年度末以降も継続しているものなどを除く） 終期を設定することで、担当課とともに終期を迎える補助金の継続、廃止、内容の変更を、補助金の目的や効果の視点から重点的に検討することとした。	特定団体への補助金４件の事務事業点検を実施し、事務事業外部点検委員会から提出された報告書に対する今後の方向性を事業ごとにまとめ、令和７年度以降に改善等の実施状況を報告するようにした。	今後、長期間要綱等の見直しのされていない補助金について、補助対象や補助割合などの見直しを図るが、実情に合わせた見直しが必要であることから、担当課との調整に時間を要することが想定される。	100%	実施（年間２補助金）	補助金１件について、担当課と調整し、令和７年度から予算がなくなり次第、申請受付を終了とするよう変更した。また、令和８年度から６つの補助金について、交付対象や補助額の見直しを行った。	100%	令和５年度から７年度までの３年間において、長期間見直しが行われていなかった補助金等を中心に、補助対象や補助率等の見直しを実施した。さらに、原則として全ての補助金等に制度の終期を設定した。これにより、各補助金等の目的や効果を検証した上で、今後の継続、廃止、又は内容の変更について適切に検討する機会を確保した。	３年間で11の補助金の見直しを実施	各補助金等の検証を行うに当たり、産業振興やコミュニティの活性化など、数字で測りにくい目的の補助金の場合については、定性的な評価の難しさが課題となる。また、長年継続してきた補助金の廃止や縮小に伴う受益者からの反発や、それに伴う調整が難航するリスクが想定される。	B:まずまずの成果が得られた

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 （R5－R7）	目標指標	令和5年度	令和6年度				令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度末実績 （具体的な取組の状況）	年度末実績 （具体的な取組の状況）	課題・問題点		進捗率	年度計画	年度末実績 （具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績 （令和７年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
43	河川等維持管理工事補助金交付要綱の策定	Ⅱ財政運営の強化	７．歳出の節減・重点化	建設部長	土木課長	建設部土木課河川流域グループ	近年の集中豪雨による河川等破損や水路周辺の荒廃山林及び休耕田による水路機能の維持不足が増大しており、修繕費用が拡大の一途をたどっている。	河川等の維持管理に参画していただける、自治会に対して修繕工事に要する費用の一部を補助するため、地元要望事項や補助対象とする工事内容の精査、限度額の検討、補助回数の検討の整理を行った。	要綱策定	市の管理する法定外水路などの維持管理を協力していただく自治会に対して、修繕工事等に要する費用の一部を補助するため、地元要望事項や補助対象とする工事内容の精査、限度額の検討、補助回数の検討の整理を行った。	補助対象の具体的な検討と、他部署での同様の交付金要綱との比較検討を進めた。	地元負担が増加するため、地域住民の理解と協力が必須であり、対象範囲の整理が必要である。 また、他事業（包括的民間委託）の導入検討も始まっており、当事業との有効性の再検討が必要となっている。		50%	要綱策定	自治会に対して補助金交付を行う当補助金事業より、有効性が高くなる可能性のある「包括的民間委託事業」の検討を進め、比較検討を行った。	50%	当初導入を予定していた補助金事業について、地元要望事項や工事内容の精査、限度額、補助回数の検討等、効果や有効性の検証と具体的な要綱案について検討を進めることが出来た。 また、当事業と同様の効果を有する事業として「包括的民間委託事業」を検討し、当事業との比較検討の結果、優位な点が多いことにより今後は「包括的民間委託事業」の導入に向けて進捗を図ることとなった。	導入を見合わせたため、要綱案の検討に留まっている。	令和９年度からの「包括的民間委託事業」導入を予定しているが、導入にあたっては委託内容の精査、業者選定、関係各課との協議等、調整課題が残っており、早期導入に向けて検討を進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
44	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税（現年分）の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。	年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。	目標収納率（県運営方針）の達成	令和４年度から徴収業務を収納対策Ｇへ一元化し、収納率が向上した（前年度比0.26ポイント）。 また、昨年に引き続き、資格重複者に資格喪失手続きの案内文書を送付し、職権喪失の処理を行うことで、未納分調定額を減額し、収納率向上に努めた。	収納業務について、収納対策Ｇと連携して行うとともに、資格重複者への資格喪失届出の勧奨や職権による喪失等、適正な資格管理を行い収納率向上に努めた。Ｒ６年度現年分収納率：94.08%	県運営方針の目標収納率が高めに設定されているため、収納率向上に努めているが達成は困難な状況である。	100%	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組	収納対策グループの催告書送付に合わせて、国民健康保険グループから納税者への電話による納付勧奨を実施した。また、資格重複者への資格喪失届出の勧奨や職権による喪失等適正な資格管理を行った。 （令和7年度課税に係る電話催告） 令和7年5月：389件（現・過年） 令和8年1月：125件（現年） 令和8年4月：200件（現年）	75%	催告書送付時の電話納付勧奨や特別徴義費に係る滞納者との折衝機会において収納対策グループと連携して収納率向上に努めた。 Ｒ７年度現年分収納率：94.06% 滞納分収納率：25.78% 全体　84.32%（前年度比2.37%増）	現年分収納率： 94.06% 滞納分収納率： 25.78% 全体　84.32%（前年度比2.37%増）	国保運営主体である県は納付金の算出に当たり、市の実収納率とかけ離れた高率の収納率（98.89%）を用いて標準税率を算定しているため、これに準じるよう保険税に不足額が生じ、補てんのために国保運営基金の取崩しが必要となり財源が枯渇する危険性が高い。このことから、引き続き収納率の向上を図り、財源確保に努める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
45	国民健康保険税の適正な負担	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持続的に安定的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加等を把握し国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。しかし国民健康保険被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなど国保財政の構造的課題があり税率改正は慎重に行う必要がある。	毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較することにより国保財政の健全な財政運営に取り組む。また、令和６年度から廃止の激変緩和措置に対応するため、税率改正を検討する。	保険税収納率向上や医療費の適正化を図るなどの国民健康保険事業の財政基盤強化による安定的な国保財政の運営	国民健康保険事業納付金及び標準税率の推移を検証した。 また、国保運営協議会では、国保会計の決算や国民健康保険事業運営基金、事業納付金及び標準税率の推移等の資料を基に、税率改正に向けた検討を行った。	県が示す標準保険税率との整合を図る必要があることや、被保険者数の減少による保険税等の歳入の減、激変緩和措置の終了に伴う国民健康保険事業費納付金の歳出の増が見込まれる等、国保財政の大幅な赤字が想定されることから、国民健康保険事業運営基金を活用し、令和７年度の保険税率の改正を行った。	今後も被保険者の減少等により国民健康保険事業の財源不足が見込まれる中、持続可能な国民健康保険事業の運営に向けて、収納率の向上や保険事業の精査、医療費の適正化に取り組む必要がある。また、令和８年度に向けて、子ども・子育て支援金制度の創設や県の標準保険税率の状況を注視し税率改正の必要性を検討する必要がある。	100%	国民健康保険事業の更なる財政基盤の強化	令和７年度における税率改定による税収増等で財源確保につながった。また、持続可能な国民健康保険事業の運営に向けて、県下統一を見据えた標準税率との整合及び令和８年度から子ども・子育て支援制度開始を踏まえ、被保険者の負担増と国民健康保険事業の運営を考慮し、基礎課税額（医療分）の現行税率を引き下げる改定を行った。	100%	令和７年度の改定税率の必要性等ついて、市民への説明責任を果たして納税につなげるとともに、電話等による納付催告により保健税収の確保につなげた。また、令和８年度税率改定の議論において、被保険者及び保険者双方の視点に立つことで、令和８年度標準税率が低く設定されたことを踏まえ、現行税率を据え置くのではなく、子ども・子育て支援納付金の新設による被保険者の負担増と国民健康保険事業の運営等を考慮し、一部基金の取崩しをしつつ基礎課税額（医療分）の税率を引き下げる改定を行った。	国民健康保険税収8億6,700万8千円 令和６年度と比較して1億24万5千円 13.07%）増 （R8.6.1時点）	令和７年度及び令和８年度分の保険税率改正を行ったが、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、国民健康保険事業納付金の額が増加することが見込まれること、また、令和１１年度末までに県の標準保険税率への統一が計画されているため、持続可能な国民健康保険事業の運営に向けて、引き続き収納確保や既存事業の精査、医療費の適正化の取組みを行うとともに、国や県の動向を注視し、適正な保険税率の検討が必要である。	B:まずまずの成果が得られた
46	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	第2期データヘルス計画の終期が令和5年度であるため、第3期データヘルス計画を策定するとともに、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図る必要がある。	第3期データヘルス計画を策定するとともに、データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策などの保健事業を実施し、医療費の適正化を図る。	特定健診受診率：65% 特定保健指導利用率：60%	特定健診受診率等の向上に向け、健診の実施期間の延長やナッジ理論を活用した6種類の受診勧奨通知の他、未受診者を対象にアンケート調査を行った。生活習慣病治療中断者に対して適切な医療機関への受診を促し、生活習慣病の重症化の防止と医療費適正化に努めた。	特定健診受診者の実施期間の延長や休日実施等、受診しやすい環境整備を図った。また、かめやま健康セミナーでの啓発活動や未受診者の対象に応じナッジ理論を活用した受診勧奨通知を送付する等の取組を行い、受診率は前年度と比較し微増となった。特定保健指導については、利用率向上に向けて、未利用者に対し利用勧奨通知を送付した他、広く大勢の対象者に利用していただけるようイベント型の測定会を実施した。	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率が低然として低いため、特定健康診査と特定保健指導の重要性をより効果的に周知することや勧奨の方法等を検証する必要がある。	100%	第３期データヘルス計画に基づく特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策等の保健事業実施による医療費の適正化	特定健康診査及び特定保健指導の実施期間延長や休日実施等、受診環境整備による受診機会の確保を図るとともに、レセプトデータ分析により未受診者の特性に合わせた勧奨通知を２段階で送付し、受診勧奨を実施した。また、受診率の向上を図るため、市で実施する人間ドック以外で勤務先等での健診を受診し、健診結果を提出した者にクオカード500円分を贈呈する取組を実施し22件の提出があった。 集団検診の問診で特定保健指導対象に該当した人に対し、その場で初回面接への働きかけを行い、特定保健指導につなげた。また、特定保健指導の利用率向上のため、未利用者に対し利用勧奨通知を送付するとともにイベント型の測定会を企画・開催した。 かめやま健康セミナー、広報及び行政情報番組を通じて特定健診及び保健指導の周知啓発を行うとともに、国保窓口での手続時にＰＲパンフレットを配布した。	75%	特定健康診査の対象者を未受診理由等により８カテゴリ分類し、受診勧奨通知のデザインを個別に変更し、９月及び１１月の２回で勧奨を図る新しい取組みを行った。 特定保健指導については、予算及び事業主体が健康づくり部門との共管から国保単独となったことに伴い、国保担当職員が集団健診会場で対象者と直接関わって初回面接に誘導したことにより、利用率の向上につながった。（16.2%→19.8%） なお、第３次亀山市総合計画の策定に合わせ、従来、65%に設定していた特定健診受診率を国基準の60%に変更し、実態に合わせた。	特定健康診査受診率 42.01% 特定保健指導利用率 19.8%（R8.3.31時点速報値）	令和７年度末速報値では、特定健康診査の受診率が前年度から低下（43.1%→42.01%）しているため、受診率向上につなげるための効果的な受診勧奨方法等を検討するとともに、特に４０代・５０代及び通院中の人の低受診率等に対応していく必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
47	収納率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道管理グループ	給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金収入を確保していく必要がある。	督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。	収納率：99.40%	毎月２回の停水執行を含めた訪問：310件（うち停水執行：98件） 収納率：98.47% 使用中止者における水道料金未納者への文書送付による納付催告の実施：103件 現行の水道料金の妥当性を検証した。	毎月２回の停水執行を含めた訪問：264件（うち停水執行：121件） 収納率：現年度分：99.64% （令和7年5月末日現在の数値。前年度同時期：99.56%） 過年度分：25.70%（令和7年3月末現在。前年度：30.02%） 水道の使用を中止した者に対する水道料金未納者への文書送付による納付催告の実施：16件	昨年度と同様に、水道料金の未納者のうち、水道の使用を中止した者に対して、納付催促文書及び納付書を送付した。その結果、現年度分の収納率は昨年度とほぼ同水準を維持したものの、過年度分の収納率は約5%減少した。収納率向上のためには、臨戸訪問や郵送による納付催促が有効とされているが、限られた人員での業務を行うには限度があり、特に安価な水道料金滞納者への臨戸訪問や納付催促には、費用対効果の観点から問題がある。	100%	収納率目標値:99.40% 停水、訪問徴収等の取組	毎月２回の停水執行を含めた訪問：322件（うち停水執行：99件） 収納率：現年度分：99.56% 過年度分：25.51% 水道の使用を中止した者に対する水道料金未納者への文書送付による納付催告の実施：138件	100%	通常において毎月２回臨戸訪問により実施している停水の他、当該年度において、水道料金納付に対する公平性の観点から、未納者のうち水道の使用を中止した者に対して送付先へ納付催促文書及び納付書を送付したところ、一部の者は納付に応じた。 【令和5～7年度における総実績】 収納率（金額）：13.1% 納付率（件数）：26.7%	99.56%	収納率向上のためには、臨戸訪問や郵送による納付催促が有効とされているが、限られた人員での業務を行うには限度があり、特に安価な水道料金滞納者への臨戸訪問や納付催促には、費用対効果の観点から問題がある。	A:十分な成果が得られた
48	有収率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道工務グループ	水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水況、発見が難しいため地表に漏出してから修繕する場合が多いが、早期発見・早期修繕により漏水量を削減していく必要がある。	年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組む。	有収率：92.3%	・令和５年度は、第２水源区域で漏水調査を行い、発見した漏水箇所（N=11箇所）は、有収率向上を図るため、年度内に早期修繕を行った。 ・令和５年度有収率：89.4%	・令和６年度は、加太及び坂下水源区域で漏水調査を行い、発見した漏水箇所（Ｎ＝７箇所）は、有収率向上を図るため、年度内に早期修繕を行った。 ・令和６年度有収率：89.7%	漏水調査により発見した漏水箇所は、有収率向上を図るため、早期に修繕を行ない、有収率は令和５年度と比べると0.3%向上した。地中漏水は、発見が困難であるとともに、水道管の老朽化により漏水量が増加することも想定されることから、継続的に取り組んで行く必要がある。 しかし、早期に修繕を行っているにもかかわらず、ここ数年の有収率は90%前後でとどまっていることから、今後はＡＩ技術などの先進技術を活用したより効率的な水道管の漏水調査が必要である。	100%	有収率目標値:92.3% 漏水調査・1・2・3水源区域 漏水箇所の修繕	令和７年度は、関第１・２・３水源区域及び第３水源区域で漏水調査を行い、発見した漏水箇所（N=7箇所）は、有収率向上を図るため、年度内に早期修繕を行った。 ・令和７年度有収率：88.2%	100%	令和７年度は、Ａ１等を活用した水道管の漏水調査を実施し、漏水の早期発見・早期修繕に取り組んだ。しかし、昨年11月の濁り水流免の影響や計量器精度等の要因により、有収率は低下した。 【令和5～7年度における総実績】 有収率：▲1.2%	有収率：88.2%	有収率の向上には、漏水調査による早期発見・早期修繕が有効とされる一方、水道管の老朽化が進行する中で地中漏水の発見は難易度が高い。また、突発的に発生する濁り水の対応体制の整備に加え、計量器精度等に関する調査・分析には財源の確保と一定の時間を要することが課題となっている。 今後も、ＡＩ等を活用した漏水調査を継続し、早期修繕による漏水量の抑制を図ることで、有収率の向上と経費の節減に努める。	A:十分な成果が得られた
49	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部下水道課下水道管理グループ、下水道工務グループ	農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図る。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営が必要である。	農業集落排水事業の経営の計画性・透明性の向上を図るために、最適整備構想を基に策定した機能強化事業計画に基づき、施設を計画的に更新する。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化に取り組む 収納率目標は農業集落排水施設使用料：99%。	老朽化等により機能低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区処理場、白木地区処理場、上加太処理地において機器の一部の更新工事を行った。また、維持管理適正化計画（第２期）を策定し、維持管理の効率化・適正化に向けた検討を行った。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、支払督促等などを行った。（農業集落排水施設使用料収納率　99.5%）	老朽化等により機能低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区、白木地区、上加太地区において機器の更新工事を行った。また、維持管理適正化計画（第２期）を策定し、下加太地区、市瀬地区、南部地区において、維持管理の効率化・適正化に向けた検討を行った。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収等を行った。（農業集落排水施設使用料収納率　99.5%）	国等からの財政支援が年々減少傾向にあるため、補助金制度等の情報を収集し財源確保が必要である。施設の機能を保全していくために、機能強化対策事業計画に基づき事業を推進していくことが必要である。また、人口減少に伴う使用料収入の減少等の社会情勢の変化に対応しながら、経営戦略に基づく経営状況の把握に努め、経営指標である経常収支比率の維持を目指し、持続可能な事業運営に努める必要がある。	75%	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、収納率の向上 公共下水道に接続予定の地域住民への説明等の実施	老朽化等により機能が低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、上加太地区処理場で一部機器の更新工事を実施した。あわせて、機能強化対策事業計画（第２期）を策定し、下加太地区、市瀬地区、南部地区において、維持管理の効率化・適正化に向けた検討を行った。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収を行ったことにより、目標指標の実績を維持することができた。	100%	老朽化等により機能が低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、上加太処理場で機器の更新工事を実施した。その結果、機能強化済み整備率99%となり、施設処理機能の健全化に寄与した。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収を行ったことにより、目標指標の実績を維持することができた。	機能強化工事を実施した機器数：68基 農業集落排水処理施設使用料収納率：99.2%	国等からの財政支援は年々減少傾向にあるため、補助金制度等の情報を収集し、財源の確保に務める必要がある。あわせて、施設機能の保全に向け、機能強化対策事業計画に基づき、事業を着実に推進する必要がある。 そのためには、技術職員の人員確保や官民連携等を進める必要がある。 使用料の収納率については、定期的に催告を行うことで一定の成果を上げているが、常習的な滞納者がいるため、今後も一層の収納率の向上に努める必要がある。	A:十分な成果が得られた
50	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部下水道課下水道管理グループ、下水道工務グループ	三重県生活排水処理アクションプログラムにおいて、生活排水処理施設の早期概成を目指すとともに、効率的な維持管理・経営についても考慮するよう示されていることから、亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行っていく必要がある。また、下水道への接続促進及び使用料収入など財源確保に取り組むことで経営の健全化を図っていく必要がある。	亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行うとともに、下水道への接続促進及び使用料収入の確保に向け取り組む。また、併せて経営戦略を基に持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化に取り組む。収納率目標は公共下水道使用料99%。	国庫補助金の財源確保に努め、一部区域において工事が繰越しとなったが、川崎町・阿野田町・天神三丁目ほか地区において下水道未普及地域で約3.7km の管渠整備を実施し、整備（供用）面積で17.1ha の公共下水道整備の進捗が図れた。 供用開始後の公共ます設置工事費用を原則自費工事と制度を改正することで、工事費用の削減に繋がる見込みである。また、使用料収納率の向上のため、督促状や催告状の送付等を行った。（公共下水道使用料収納率99.6%）	主な財源である国庫補助金の確保に努め、川崎町・阿野田町・天神三丁目地区等において下水道未普及地域で2.2km の管渠整備を実施し、整備（供用）面積で11.7ha の公共下水道整備の進捗が図れた。 下水道台帳を市HP上で公開することができたことにより、下水道管理設状況の窓口対応が削減できた。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収等を行った。（公共下水道使用料収納率　99.6%）	国等からの財政支援が年々減少傾向にあるため、補助金制度等の情報を収集し財源確保が必要である。高齢者世帯や合併処理浄化槽普及により接続を拒む世帯も少なくないため、下水道への接続について、従来からの地域説明会など以外にも、様々な媒体機会を通じ、下水道事業への理解・協力を促進することで、普及率の向上と継続的な使用料収入確保が必要である。	75%	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保	国庫補助金の財源確保に努めるとともに、一部区域では工事が繰り越しとなったものの、川崎町・阿野田町・椿世町・布気町ほかの未普及地域において約3.4kmの管渠整備を実施し、整備（供用）面積11.2haまで拡大した。また、全体計画区域および事業計画区域について、地域ニーズに加え、より経済的・効果的な整備手法とするため、生活排水処理アクションプログラムの見直しを実施した。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収を行った。 また、持続可能な事業運営を行うため、平均15%の値上げを目標とした使用料の改定を行った。	75%	令和7年度の整備状況は、供用開始面積15.2ha、供用区域人口370人であった。その結果、公共下水道の普及率及び整備率の目標値を概ね達成し、計画的な整備の推進により、快適な生活環境と健全な水環境の維持に資する成果が得られた。あわせて、計画どおり生活排水処理アクションプログラムの見直しを実施し、改定版を策定した。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収を行ったことにより、目標指標の実績を維持することができた。	公共下水道普及率：66% 公共下水道使用料収納率：99.6%	円滑な整備の推進に向け、引き続き国等の財源確保に努めるとともに、技術職員の人員確保や輪林連携を進める必要がある。生活排水処理アクションプログラムの整備対象区域については、地域のニーズを踏まえて見直しを行ったところであり、これにより普及率及び整備率の一層の向上を図り、快適な生活環境と健全な水環境の維持に努める。さらに、事業への理解を促進し協力を得るため、従来の地域説明会に加え、十分な情報発信を行うことが重要である。 使用料の収納率については、定期的に催告を行うことで一定の成果を上げているが、常習的な滞納者がいるため、今後も一層の収納率の向上に努める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
51	経常収支比率１００％及び医業収支比率９０％の達成	Ⅱ財政運営の強化	８．特別会計・企業会計等の経営健全化	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	令和３年度決算においては、経常収支比率が100.43%、医業収支比率が89.01%であり、年々改善しているが、新型コロナ感染症対策にかかる県補助金の活用などの一時的な収益による改善であることから、常勤医師を確保し、診療体制の充実を図るなど、更なる収支改善が必要である。	医師確保等に努めるとともに、鈴鹿区域地域医療構想に基づき、亀山市立医療センターアクションプラン（公立病院経営強化プラン）を策定し、同プランに設定した数値目標を達成できるよう経営改善の取組を推進する。	経常収支比率：100%、医業収支比率：90%	令和５年度も新型コロナ感染症対策に積極的に取り組み、県補助金等の収益を確保することができた。また、滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医２名の配置など診療体制を拡充したことにより、医業収益が増収となった。 支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。 令和５年度経常収支比率：100.31%、医業収支比率：90.38%	引き続き滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医２名の配置など医師等人材を確保し、診療体制が整ったことにより安定的な収益が確保され、医業収益の増収となった。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰により経費の増となった。 令和６年度経常収支比率：93.6%、医業収支比率：87.9%	引き続き医師等人材を確保し、より安定的な収益を確保する必要がある。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努め、令和５年度に策定した亀山市立医療センター経営強化プランを推進することにより経営改善に取り組む必要がある。	50%	継続及び更なる検討	引き続き滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医２名の配置など医師等人材を確保し、診療体制が整ったが、感染症の顕著な流行がみられなかったことにより患者数が減少し医業収益の減収となった。 支出については、人件費の上昇や原材料等の高騰により経費の増となった。 令和７年度経常収支比率：85.0%、医業収支比率：80.6%	50%	新型コロナ感染症対策に積極的に取り組み、県補助金等の収益を確保することができた。また、滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医２名の配置など診療体制を拡充したことにより、医業収益が増収となった。 支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。	経常収支比率： 85.0%、医業収支比率：80.6%	引き続き医師等人材を確保し、診療体制の拡充をおこない安定的な収益を確保する必要がある。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努め、令和５年度に策定した亀山市立医療センター経営強化プランを推進することにより経営改善に取り組む必要がある。	C:あまり成果が得られなかった
52	公共施設等総合管理計画の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	９．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	本市では、旧亀山市、旧関町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別施設計画の進捗管理を行うとともに、随時計画の見直しを行う。	計画に定めた進捗の推進（年1回）	学校施設等長寿命化計画の策定や公共施設LED化推進事業といった施設の長寿命化にかかる取組や新庁舎整備基本計画の策定など施設総量の削減にかかる取組など、計画に位置付ける取組の進捗管理を行った。	学校教育施設、子育て支援施設、公営住宅など、各分野における施設再編や長寿命化等の計画に基づく取組状況についてヒアリング等を行った。	公共施設等の総合的なマネジメントを行うためには、各施設の情報を一元管理し、全庁的に共有化を図った上で、施設の集約化や統廃合の検討を行う必要がある。	50%	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し	令和8年3月に亀山市就学前教育・保育施設再編方針を改訂し、新たな施設整備や統合など今後における再編計画について方向性を示した。 公共施設等総合管理計画の改訂作業を実施する基礎資料として、各施設の現状を把握するための調査を行った。	50%	公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、就学前施設や学校教育施設、公園住宅など、各分野における施設再編や長寿命化等の計画を作成し、一部施設の統合等の検討を進めた。	公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、各分野における施設再編や長寿命化等の計画に基づく方向性を示すことができたが、計画の見直しには至らなかった。	公共施設等の総合的なマネジメントを行うためには、各施設の情報を一元管理し、全庁的に共有化を図った上で施設の集約化や統廃合の検討を行う必要がある。 亀山市公共施設等総合管理計画を改定し、施設の統廃合や複合化を進めるとともに、施設の老朽化対策や維持管理費の削減を図る必要がある。	C:あまり成果が得られなかった

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容（R5～R7）	目標指標	令和5年度		令和6年度			令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度末実績（具体的な取組の状況）		年度末実績（具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績（具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績（令和７年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
53	消防団施設の見直し	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、改修などによる施設の長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で、施設や設備の統廃合に着手する。	消防団施設の長寿命化及び統廃合の実施	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、改修などにより長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で、施設や設備の統廃合に着手する。	消防団詰所、消防団車庫付属設備の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。 また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。 団本部と消防施設の方向性について協議を開始した。	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進する必要があるほか、個々の施設の方向性について検討、協議を進める必要がある。	50%	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討 検討結果に基づく見直しの実施	消防団詰所、消防団車庫付属設備の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。 団本部と消防施設の方向性について協議を実施した。	50%	消防団詰所、消防団車庫付属設備の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。 団本部と消防施設の方向性について協議を実施した。	消防団施設の長寿命化の実施	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進する必要があるほか、個々の施設の方向性について検討、協議を進める必要がある。	C:あまり成果が得られなかった
54	小学校プール施設の統廃合の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	各小学校のプール施設について、新施設を除き老朽化が進んでいる。通常のメンテナス費用等に加え、今後多額の更新費用が見込まれる。	市内小学校のプール施設の統廃合、民間を含めた受け入れ可能な施設の利用について検討する。	統廃合及び民間施設の利用について、長寿命化計画に基づいた調査後、一定程度の方向性を決定	学校施設等長寿命化計画を策定し、その中でプール施設の老朽化状況の把握、また、実施計画の策定に向けた方針案を作成した。	学校施設等長寿命化計画に基づき、長寿命化改修の一定程度の方向性について検討を行った。 小学校４校（親校２校、子校２校）において、親子方式のプール授業の試行を行った。 令和７年度に向けて、市プール施設及び民間プール施設を活用したプール授業の試行に関する体制を整えた。 ※親子方式とは、A校を親校、B校を子校とした場合、プール授業の際は子校である B校が親校であるA校のプールで授業を行うことを言う。	親子方式のプール授業については、①実施に向けた協議や調整等、教員の負担が大きかった、②天候等に左右され、実施できない場合の代替えの確保等が困難、等の課題が抽出された。 市プール施設や民間プール施設、市所有のスクールバスを活用したとしても、全ての学校（児童）に対応は難しい。 消防水利、災害時における避難所対応等、使用しなくなる方向の学校プール施設の在り方について、調整が必要である。	75%	統廃合及び民間施設の利用について一定程度の方向性の決定	白川小学校、加太小学校において市プール施設を、昼生小学校において民間施設を活用し試行を行った。また、それぞれの試行による児童・教職員・保護者へのアンケート、費用対効果等を勘案し、民間施設活用が望ましいという方向性とした。 よって、小学校９校（令和８年度７校、令和９年度１校追加、令和１０年度１校追加）のプール授業における民間施設の活用について。総合計画への位置づけを行った。残り２校については、改修を含め比較的新しい施設と判断できるため、引き続く自校方式を継続することとした。	100%	令和６年度、７年度の試行を基に、民間施設の活用が望ましいとし、小学校９校（令和８年度７校、令和９年度１校追加、令和１０年度１校追加）のプール授業における民間施設の活用について。総合計画への位置づけを行った。残り２校については、改修を含め比較的新しい施設と判断できるため、引き続く自校方式を継続することとした。	長寿命化計画の内容を基に、様々な手法による試行を行った上で、その方向性について決定した。	主に市所有のスクールバスでの移動を予定しているが、学校数の増加に伴い、現有の車両での対応は困難である。 消防水利、災害時における避難所対応等、使用しなくなる学校プール施設の在り方について、調整が必要である。	A:十分な成果が得られた
55	医療センター施設設備の長寿命化	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事、外壁等塗装及び汚水配管更新工事など、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超え老朽化が進む他の施設設備についても、計画的な改修等が必要である。	エレベータ他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。	緊急性の高い修繕工事から順次実施できるよう計画し、施設の長寿命化を図る	エレベータ更新工事について令和５年８月に契約締結し、施工業者と令和６年度の施工に向け詳細な打合せを行った。	エレベーター更新工事について令和６年６月２８日に工事完了した。	施設の築年数が３０年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。	100%	起債を活用し緊急性の高い工事の実施について検討・実施	リフト改修工事について令和８年３月１９日に工事完了した。	100%	企業債を活用し、エレベーター更新工事など、施設設備の長寿命化を図った。	緊急性の高い修繕工事から順次実施できるよう計画し、施設の長寿命化を図った。	施設の築年数が３０年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。	A:十分な成果が得られた
56	公共施設LED化の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	蛍光灯器具の生産が終了する中、公共施設の照明については、CO2排出量や消費電力量の削減効果が高いLED化へ更新する必要がある。	LED化によるCO2排出量や消費電力の削減効果が大きい施設の更新及び未更新施設への導入検討	LED照明への更新施設数（64施設）	更新を予定していた小中学校や子育て支援施設、消防庁舎など３７施設について、計画どおり照明のLED化を図った。これにより対象施設の消費電力量やCO２削減につながった。	市立医療センターや文化会館など28施設について、照明のLED化を図ったことにより、施設の消費電力量やCO2排出量の削減につながった。	令和4年度から3か年をかけて比較的大規模な68施設の更新作業が完了したことから、事業効果を検証した上で、未更新施設の対応について検討する必要がある。	100%	未更新施設のＬＥＤ化について検討	LED未導入施設への導入について、コストや事務効率の観点から、更新手法について検討推し、方針を決定した。	100%	導入済みの施設については、施設の電気料金が削減され、使用電力量の削減に伴い、CO2排出量の削減につながった。また、未導入である小規模な公共施設については、最適な更新時期や導入手法を施設の実情を把握する所管課で判断しLED化を進める方針を決定した。	比較的大規模な68施設の更新作業が完了し、施設の消費電力量やCO2排出量の削減につながった。	LED化が図られていない小規模な公共施設については、施設の利用状況等を踏まえ、最適な更新時期や導入手法を判断し、導入を進める必要がある。	A:十分な成果が得られた
57	公共施設の跡地利用	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	旧図書館や旧市営住宅などの公共施設跡地等について、有効活用を図る必要がある。	公共施設跡地等について、庁内検討委員会において、今後の活用方針等を決定する。	跡地活用等を決定した公共施設跡地：3件	庁内検討委員会において検討を行い、旧図書館を児童センターとして整備するとともに、市営若草住宅の一部を観光駐車場として活用することを決定した。	旧市営住宅用地などの未利用地９件について庁内で情報共有を図り、公共施設跡地等検討委員会において活用方針を検討した。検討の結果、未利用地５件について売却する方針を決定するとともに、４件については、立地状況等から引き続き市で保有する方針を決定した。	売却方針を決定した未利用地については、敷地内の市道や埋設管の整理、登記手続き等が必要な用地があることから、その対応について関係部署や利害関係者などと協議の上、進める必要がある。	100%	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（１件）	旧野村住宅用地については、関係課と協議の上、敷地内道路の必要性や埋設物撤去にかかるコスト等も踏まえ、用地整地（分筆、境界画定）を行うなど、売却に向けた手続きを進めた。また、現在、売却を進める未利用地以外の市有地についても、面積や形に関わらず、売却・貸付が可能な未利用地の選定作業を進めた。	100%	売却方針を決定した未利用地については、関係部署や利害関係者などと協議の上、敷地内道路の必要性や埋設物撤去にかかるコスト等も踏まえ、用地整地（分筆、境界画定）を行うなど、売却に向けた手続きを進めた。 また、売却を進める未利用地については、立地状況等から引き続き市で保有する方針を決定した。	庁内検討委員会において、未利用地９件のうち５件について売却する方針を決定するとともに、４件については、立地状況等から引き続き市で保有する方針を決定した。	市場価値が低いと思われる狭隘な土地等であっても、市側で一律に市場性を判断せず、情報を広く発信することで、民間における新たな活用や売却・貸付による歳入確保を図る必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
58	新庁舎整備の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	現本庁舎は、老朽化や狭隘化等の課題を抱えていることから、行政サービスや防災の拠点となる新庁舎整備を進めていく必要がある。	新庁舎整備基本計画に基づき、建設予定地を決定し用地取得を行うとともに、基本設計に向けた条件整理を行う。	新庁舎建設予定地の用地取得率：100%	5か所の建設候補地について比較検討を行い、「亀山駅周辺」を新庁舎の建設予定地（エリア）に選定した。	亀山駅周辺エリア内における建設場所の決定に向けて、一部の土地所有者と面談するとともに、庁内の関係部署と情報共有を図りながら、具体的に庁舎の建物をレイアウトした上で、事業費や実現可能性などを勘案し検討を進めたが、建設場所の決定には至らなかった。	市の財政状況を踏まえ、新庁舎の整備時期を当初計画から６年程度延伸することとしたことから、整備手法等の検討や庁舎建設基金の計画的な積立てにより、将来の財政負担の軽減を図る必要がある。	25%	用地交渉・用地取得	他市事例の調査や事業者ヒアリングを行い、整備手法や建設地等の検討を行った。	25%	5か所の建設候補地について比較検討を行い、「亀山駅周辺」を新庁舎の建設予定地（エリア）に選定したが、市の財政状況を踏まえ、新庁舎の整備時期を当初計画から６年程度延伸することとした。	新庁舎の整備時期を当初計画から６年程度延伸することとしたことから、具体的な建設地や整備手法の検討には至らなかった。	財政負担軽減の観点から、最適な事業手法や建設地等について関係部署と連携し、検討を進めるとともに、庁舎建設基金の計画的な積み増しを行い、財政負担の軽減を図る必要がある。	C:あまり成果が得られなかった
59	学校施設の長寿命化	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	学校施設については、今後、法定耐用年数を迎える施設の増加が見込まれる。耐用年数を延伸することを前提としたうえで、計画的な改修により施設の保全管理を行う。	学校施設の長寿命化計画を策定し、改修の要否を把握した上で、計画的な改修により施設の保全管理を行う。	計画に基づく保全管理	学校施設等長寿命化計画を策定した。	学校施設等長寿命化計画に基づく、長寿命化改修の一定程度の方向性について検討を行った。	市の財政状況やマンパワー等を踏まえて、一定程度の方向性について検討を行った一方で、老朽化が見られる校舎も多く、対応が必要である。	75%	計画に基づく保全管理	学校施設等長寿命化計画に基づき、亀山中学校の長寿命化改修工事について、総合計画への位置付けを行った。	75%	令和5年度の学校施設等長寿命化計画の策定に加え、令和6年度に計画に基づく実施計画を作成し、学校施設における長寿命化改修のおよその優先順位を決定した。その内容に基づき、一番優先順位が高いと判断される亀山中学校の長寿命化改修に関する調査設計に関する事業の位置付けを行った。	亀山中学校において、長寿命化計画に基づく改修工事の位置付けを行い、保全管理体制とした。今後も順次その体制への移行を予定している。	一定程度の方向性の決定と位置づけを行ったものの、老朽化が見られる校舎も多く、市の財政状況やマンパワー等を踏まえると、スケジュールの厳しい面がある。 また、計画に基づく保全管理体制に移行していくものの、長寿命化改修の位置付けがなされていない学校については、方向性が不明瞭となってしまう。	B:まずまずの成果が得られた
60	総合防災情報システムの構築	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	危機管理監	防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	防災行政無線の機器の老朽化や電波法改正への早急な対応等の既存機器の持つ課題のほか、情報伝達の地域不均衡の解消や情報弱者への情報伝達の確保が必要である。 また、かめやま・安心めーる、ケーブルテレビ、ホームページ、防災行政無線等の効率的な運用も必要である。	亀山市役所を基地局とした防災行政無線を基本としつつ、インターネットを活用した様々な情報伝達手段を重層的に組み合わせた、市民に広く情報を伝達するシステムを構築する。	防災行政無線の整備と合わせ、SNSを活用する等新たな情報収集手段や、情報弱者への伝達システムの整備 業務のワンオペレーション化	令和６年能登半島地震を教訓として、整備方針の再検討を行うとともに、実施設計の変更を行った。また、情報弱者（避難行動要支援者）への情報及び収集など、整備方針に示す事項の具体化と実効性を確認した。	能登半島地震の教訓から、令和４年度に策定した防災情報伝達システム整備方針を見直しを行った。それを踏まえ、9月に整備工事の契約を締結、10月から着手し、避難発令判断システムや防災アプリの開発を進めるとともに、土砂災害等の災害リスクの高い孤立の恐れのある地域５か所へのデジタルスピーカーを設置するなど、情報伝達の重層化に重点を置き、整備事業に取り組んだ。	整備工事については、旧防災行政無線から防災情報伝達システムへ移行する際に間隙が生じないよう努めるとともに、旧防災行政無線の撤去について地域の理解を得ながら進める必要がある。 また、令和８年４月からのシステム運用開始に向けて、防災アプリへの加入促進や事業内容等を丁寧に説明し、利用促進に努める必要がある。	100%	防災情報伝達システム整備工事	前年度に引き続き、防災情報伝達システムの構築および導入を進め、避難発令判断システムや防災アプリの開発を行うとともに、旧防災行政無線から新たな情報伝達システムへの移行を実施し、旧同報系屋外拡声子局の撤去するなどすべての工事を完了した。	100%	整備方針の見直しを踏まえ、令和６年度からの２箇年事業として避難発令判断システムや防災アプリの開発を進めるとともに、孤立の恐れのある地域５箇所にデジタルスピーカーを設置するなど、情報伝達の重層化を図った。これらの取り組みにより、着実に整備事業の進捗を促し、防災体制の強化に貢献した。	100%	令和８年４月からシステム運用開始のため、防災アプリの加入促進や事業内容の丁寧な説明を通じて、利活用の促進に努める必要がある。	A:十分な成果が得られた
61	総合保健福祉センター機能の在り方の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ	総合保健福祉センターあいあいは、2000年12月（平成12年）に建てられ、20年以上経過している。施設内には、温泉施設をはじめ、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うに当たり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討し、機能を見直す必要がある。	温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループ会議を開催し、施設機能の見直しなどの方針をとりまとめた上で、機能見直しを行う。	機能見直し：方針とりまとめ・実施	利用者の状況や令和６年度からの子ども未来部の設置に伴い、トレーニング室を子ども未来部の執務室へ、視聴覚室を書庫へ、いきがい工作室をボランティアルームへ転用した。	令和５年度までボランティアルームとして使用していた場所をひきこもり支援のための用途に変更した。	今後についても、利用者のニーズを把握しながら、よりニーズに沿った活用ができるよう、検討する。	75%	機能見直しの状況の検証	令和６年度にボランティアルームからひきこもり支援に用途変更した場所において、個人が特定されることなく交流できるオンライン上の居場所を、令和7年度から開始した。	75%	ひきこもりの方の増加など福祉的な社会変化や市機構改革、利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討し、機能の見直しを行った。	トレーニング室を子ども未来部の執務室へ、視聴覚室を書庫へ、いきがい工作室をボランティアルームへ転用し、ボランティアルームをひきこもり支援のための用途に変更した。	今後についても、社会変化や利用者のニーズを把握しながら、よりニーズに沿った活用ができるよう、検討する。	A:十分な成果が得られた
62	重度心身障害者介助者手当等の見直し	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課障がい者支援グループ	重度心身障がい者（児）の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい福祉サービス等が充実し介助者の負担が軽減され、介助者手当の支給制度のあり方を見直す必要がある。	障がい者等が安心して地域で生活できるよう障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	・令和３年度に実施したアンケート結果に基づき、障がい者等を主に介助している人のニーズの調査・分析。 ・重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等に関する検討。	令和６年度の事務事業点検において抜本的な見直しや改善が求められた。 現在の支給対象者の状況や他事業の併用利用などを整理する必要性をグループ内で共有した。	昭和４９年から恒常的に続けてきた手当であり、当時と比較すれば障がい者支援に関わる制度やサービスは充実しているものの、現金支給としていたものを廃止することは、近年の物価高騰を含む市民生活の中では感情的に受け入れられにくい状況にある。根拠となる資料の整理と丁寧な説明が求められる。	25%		当該制度は、創設当時と比べ、障がい者福祉サービスの充実が図られてきたことで、一定の役割を果たしたものと考えられることから、地域生活支援拠点等の整備や障がい者サポーターなど、地域で障がい者やその家族を見守る体制強化の検討をした。それらにより、重度心身障害者介助者手当等の手当を8年9月30日をもって廃止する条例を令和8年3月議会へ提出した。（可決された）	75%	重度心身障害者介助者手当等を令和8年9月30日をもって廃止する条例を令和8年3月議会へ提出し可決された。今後、地域生活支援拠点等の整備や障がい者サポーターなど、地域で障がい者やその家族を見守る体制の強化に努める。	重度心身障害者介助者手当等を令和8年9月30日をもって廃止（R8年度末まで支給する経過措置あり）し、その代替として地域生活支援拠点等の整備、障がい者サポーターの養成を行う。	手当等廃止については広報亀山令和８年６月号にて周知し、８年度から受給された方へもあいあい窓口での手続き時に資料を用いて令和９年３月で支給が終了することも伝えているが、受付終了まで引き続き丁寧な説明が必要である。また、受給者への個別対応として令和８年８月に送付する現況届の提出依頼に支給終了に関する案内文を同封する予定であるが、受給者等からの多数の問い合わせが予測されるため、職員間で統一した返答マニュアルを準備するなど、より丁寧に対応していく必要がある。また、代替事業についても確実に進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
63	事務事業点検制度の実施	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	行政経営資源の優先的かつ効果的な再配分に資するため、本市が実施する事務事業に対し、PDCAサイクルのチェックの機能を強化し、個々の事務事業の検証を行う必要がある。	本市が実施する事務事業の妥当性等について、客観的な点検等を行い、当該点検結果を検証した上で事務事業の改善につなげる。	事務事業点検の実施：２回	事務事業評価対象事業のうち、外部点検を行うべき事務事業の提案を職員から募り、一般財源額の大きさや施策体系上の事業分野のバランスなどを総合的に勘案して６事業を選定した。その上で、外部点検委員による事業の「有効性」の検証を実施した。	第１回事務事業点検については、事務事業外部点検委員会から提出された報告書に対する今後の方向性を事業ごとにまとめ、令和６年度以降に改善等の実施状況を報告するようにした。 第２回事務事業点検については、評価対象事業のうち、令和６年度予算の一般財源が概ね1,500万円以上の事業の中から、１７事業を選定した。その上で、外部点検委員による事業の「有効性」の検証を実施した。	個々の事務事業に関する担当部署の説明については、事実関係や関連数値等の把握が十分でないと思われるものが一部に見受けられた。	100%	第２回事務事業点検の検証	当初目標としていた「第２回事務事業点検の検証」については、実施時期を令和８年度に見直すこととし、行政改革推進委員会へ報告した。これに伴い、令和７年度は「第１回事務事業点検の進捗管理」を重点的に実施し、その結果を取りまとめて同委員会へ報告した。	50%	令和５年度から７年度までの３年間において、事務事業点検制度の着実な運用と定着を図った。令和５年度に６事業（第1回）、令和６年度に17事業（第２回）を対象とした点検を実施し、外部点検委員の参画のもとで事業の「有効性」に関する客観的な検証を行った。これにより、外部視点を取り入れた見直しプロセスと、点検から改善へつなげる仕組みを確立した。	事務事業点検の実施：２回（令和６・７年度）	令和６年度の対象事業の増加（６事業から17事業）に伴い、当初令和７年度に予定していた第２回点検の検証が令和８年度へ順延となるなど、対象事業数の増加に伴う検証業務の肥大化により、それに伴う全庁的な業務負荷の調整が課題となっている。今後は、限られた人員と時間の中で、検証プロセスの効率化が求められる。	B:まずまずの成果が得られた
64	土地利用集積推進補助金の見直し	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	産業環境部長	農林振興課長	産業環境部農林振興課農林政策グループ	昨今の全国的な農地利用集積は、農地中間管理事業の推進に関する法律の利用を推進しているが、これまでに本市の当該法律を利用した農地利用集積はごくわずかである。令和７年度に農地中間管理事業への切替が見込まれており、要に切替を促進するため、補助金制度を見直す必要がある。	農地中間管理事業の推進に関する法律の利用の促進のため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や農地法等に対する補助金の見直しを行う。	補助金要綱の見直しの実施	補助金の見直し方法の検討を実施。	補助金要綱の廃止	農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今後は地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づき利用集積を促進していくことから、土地利用集積推進奨励補助金を廃止した。	100%		削減実施済	0%	補助金要綱の廃止 令和６年度実績　1,502,000円であったが、補助金が削減となる。	見直しを行った結果廃止した	農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、土地利用集積推進奨励補助金を廃止した。今後は地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づき利用集積を促進していく。	A:十分な成果が得られた
65	新たな官民連携手法の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	11．ＰＰＰ（官民連携）の導入促進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市民サービスの向上や経費の削減を進めるため、国や県等における民間活力活用の動向や市の様々な状況を踏まえて、新たな民間活力の活用による多様な主体との連携について、検討を重ねる必要がある。	民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげるため、新たなPPP（官民連携）手法の検討及び現行の手法の見直しを行う。	官民連携手法の見直し	新たな官民連携手法を検討するため、関連するセミナーへ参加するなど、調査・研究を行った。	新たな官民連携手法を検討するため、調査・研究を行った。	引き続き、新たな官民連携手法の調査・研究を進めるとともに、必要に応じて「民間活用指針」の見直しを検討する必要がある。	50%	新たな官民連携手法の検討及び手法の見直し	既存手法の基礎情報の収集を行ったものの、今年度内における「民間活用指針」の見直しには至らなかった。	50%	令和５年度から７年度までの３年間において、民間のノウハウ・技術を活用した新たな官民連携手法の導入に向け、調査・研究を重ねて知見を蓄積し、現行の「民間活用指針」の見直しを見据えた検討に着手した。これにより、今後の市民サービス向上と経費削減につなげるための、検討プロセスの土台を構築した。	官民連携手法の見直しには至らなかった。	３年間の調査研究により手法の知見は蓄積されたものの、それを具体的な指針の改定や実際の案件形成へと移行するための、専門的なノウハウや全庁的な推進体制が不足している。今後は、調査研究の段階から一歩進め、「民間活用指針」の早期改定を見現化するとともに、民間連携が可能な対象事業を具体的に掘り起こす仕組みづくりが求められる。	C:あまり成果が得られなかった

具体の取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容（R5－R7）	目標指標	令和5年度	令和6年度				令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度末実績（具体的な取組の状況）	年度末実績（具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績（具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績（令和７年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
66	民間借上げ型市営住宅の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	11．ＰＰＰ（官民連携）の導入促進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、供給しています。しかし、耐用年数を超過し老朽化が進んでできており、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保及び住み替えを推進するとともに、耐用年数を超過し老朽化した市営住宅の用途廃止を行う。	民間借上げ型市営住宅戸数：134戸（※累計）	市内事業者から事業計画申請があったため、8月に借上型市営住宅選定委員会を開催し、審査の結果、1棟5戸の民間賃貸住宅が採用決定となった。また、ホームページの閲覧等により本事業に興味をもった市内外の事業者に対して事業概要等の説明を行った。	令和4年度に市営住宅として採用決定となった東御幸町地内の民間賃貸住宅（新築1棟5戸）について、7月から供給を開始し、耐用年数が超過し、老朽化が著しい住山住宅から、1世帯の住替えを行った。 また、12月に高塚町地内において、事業計画申請（新築1棟5戸）があったため、借上型市営住宅選定委員会を開催し、審査の結果、市営住宅として採用決定となった。	借上型市営住宅の野村団地住宅（5戸）が、令和7年3月末日をもって賃貸借契約が終了したことにより、民間借上げ型市営住宅戸数は90戸となった。 また、不安定な国際情勢等により、建設工事等に係る資材費や人件費が高騰しているため、事業計画申請に繋がらない状況である。 しかしながら、耐用年数が超過し、老朽化が著しい市営住宅からの住み替え、用途廃止を行うため、引き続き幅広い事業者に働きかけを行い、民間賃貸住宅を活用した住宅の確保に努める必要がある。	50%	民間賃貸住宅確保のための借上げ型市営住宅事業の周知（民間借上げ型市営住宅戸数：134戸）	令和７年に市営住宅として採用決定となった高塚南住宅（５戸）と川合北住宅（４戸）がそれぞれ、令和７年度に供給を開始することができ、また、耐用年数を超過し、老朽化が著しい住山住宅から、1世帯の住替えを行うことが出来た。 引き続き、老朽化が著しい住山住宅の住み替えのため、民間賃貸住宅の借上げを進めていく。	100%	借上げ型市営住宅については、令和５～７年度で、合計１４戸を借上げることが出来た。しかしながら、近年の世界情勢の影響により、建設資材費や人件費が高騰し、また、１事業者（５戸）が借上住宅の契約期間が満了したことで契約終了したことなどにより、令和７年度末の計画戸数に達することが出来なかった。	９９戸	世界情勢の影響による建設資材の高騰や人件費の上昇により、事業者が求める借上料金が上振れし、借上型市営住宅などにおける新規採用が難しい状況である。しかしながら、現在契約済である借上型市営住宅について、契約満了が迫っている物件もあることから、引き続き、不動産業者等に対し、幅広くPRを行い借上戸数を増やす必要がある。さらには、今年度より、比較的借上料金を安価に設定できる既存民間賃貸住宅を中心に借上げる方向で、新築物件とバランスよく採用するように進める。	B:まずまずの成果が得られた
67	広域連携の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	12．新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	政策推進課長、総務課長	政策部政策推進課政策調整グループ、総務財政部総務課人事給与グループ	人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。	広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数：１業務	鈴鹿亀山地区広域連合における業務を円滑に進めることができるよう、派遣職員を１名増員する検討をした。 また、新たな分野における広域連携については、企画担当課長会議を通して、広域連合・鈴鹿市・亀山市の３者で意見交換を行ったものの、具体的な検討には至っていない。	鈴鹿亀山地区広域連合の企画担当課長会議を通じて、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で、今後の取組について、検討や意見交換を行い、令和7年度を始期とする「鈴鹿亀山地区広域連合広域計画（案）」を策定することができた。	今後も、より効率的で効果的な行政経営を図るため、広域計画に基づき、広域的な取組について調査研究を進めるとともに、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者での取り組みに関する共通認識を深める必要がある。	50%	鈴鹿亀山地区広域連合を通じて広域連携により効率化を図る具体的な取組の決定	鈴鹿亀山地区広域連合の企画担当課長会議を開催し、広域連携による効率化に資する事項について協議した。広域連合事務局の体制・事務事業の現況を共有し、介護保険事業計画策定に向け、両市の人口ビジョンの考え方や提供時期について確認を行った。また、広域連合のＤＸ化推進に係る人材・支援体制について課題共有を行うとともに、両市の協力方法を検討することとした。	75%	令和５年度は、広域連合の業務を円滑に進めるため派遣職員の増員等を検討するとともに、新たな分野の広域連携について、意見交換を行ったが、具体的な事務事業の検討には至らなかった。令和６年度は、企画担当課長会議を通じた協議を継続し、令和７年度を始期とする「鈴鹿亀山地区広域連合広域計画（案）」を策定した。令和７年度は、両市の人口推計の取扱いや広域連合のＤＸ推進人材・支援の考え方について検討を進めた。	企画担当課長会議において「介護保険事業計画策定における人口ビジョン（推計人口）の利用」や「ＤＸ推進人材・支援の考え方」をテーマとして、両市・広域連合の間で考え方や提供可能時期等を具体に協議・整理したことから、令和７年度末の実績は１業務となり、目標指標を達成したものとして整理する。	広域連携を効率化に結び付けるためには、広域連合・鈴鹿市・亀山市の３者で、連携対象分野の優先順位、期待効果、役割分担と費用負担、導入スケジュール等について、共通認識として持ち、個別案件を意思決定できる仕組みを強化する必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
68	次期一般廃棄物処理施設の在り方の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	12．新たな自治体間連携の検討	産業環境部長	環境課長	産業環境部環境課廃棄物対策グループ	ごみ溶融処理施設は令和11年度に稼働計画の最終年度を迎えることから、今後も継続して適正に廃棄物処理を進めていくため、次期廃棄物処理施設の在り方や処理方法等について方向性を検討する必要がある。	次期廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	次期廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	次期廃棄物処理施設について、令和６年度から、次期廃棄物処理施設整備基本構想の策定に取り組むこととした。 次期廃棄物処理施設での廃棄物処理開始までの間の廃棄物処理についての検討・整理を行った。	近隣自治体と広域処理の可能性について意見交換を行ったが、難しい状況である。一方、次期ごみ処理施設の稼働開始時期が早まったことから、次期ごみ処理施設の整備方針、処理方式、処理能力を検討するとともに、次期ごみ処理施設稼働までの課題を整理した。	大規模整備工事による施設の長寿命化を進めるとともに、新施設の稼働開始時期が早まったことを踏まえて、今後の施設の在り方や処理方法など方向性を整理するため、早期に次期ごみ処理施設整備基本構想の策定を進める必要がある。一方、新施設稼働までの現施設の延命化を図るため、令和１１年度まで延命化する現在の長寿命化計画を見直す必要がある。	75%	方向性に基づく具体的な取組の検討	次期ごみ処理施設稼働を令和１５年度と定め、策定支援業務委託を締結し、委託業者支援の下「亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想」の素案を作成した。策定まで至らなかった。 また、令和１５年度次期施設稼働に合わせ、現存溶融施設に係る長寿命化計画書の改訂を行うとともに、計画に基づき大規模整備工事を実施した。	75%	次期ごみ処理施設整備の基本方針となる「亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想」の素案を作成した。	次期ごみ処理施設整備の基本方針となる「亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想」の素案を作成した。	現在、三重県が策定中である「三重県ごみ処理長期広域化・集約化計画（仮称）」に鑑み、今後人口減少が より進行する状況においても、効率的で持続可能な適正処理を確保するため、中長期的な視点に立って近隣自治体と広域化・集約化に係る検討を進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
69	消防指令業務の共同運用	Ⅲ既成概念からの脱却	12．新たな自治体間連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多種多様化する災害への確に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要である。社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。	１１９番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無線など、消防指令業務の共同運用（自治体間の連携）に向け、津市・鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会において、共同指令センター整備に係る実施設計及び整備工事を行う。	津市・鈴鹿市及び亀山市での共同指令センターの整備を完了	消防指令センターの共同運用に向けた実施設計が完了した。 また、多岐にわたる専門性の高い事務を３市で調整するため、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に３つの分科会を設置し、検討を進めた。	整備工事の開始に伴い、3市と受注者において作業部会を設置し、詳細な検討を行うとともに、昨年度に設置した分科会では、多岐にわたる専門性の高い事務について調整を進めている。	消防指令センターの本格運用に向けて、整備工事を着実に推進するとともに多岐にわたる専門性の高い事務を３市で調整していく必要がある。	100%	共同指令センターの整備工事	三重中央消防指令センターの整備工事が完了した。 また、引き続き分科会において、多岐にわたる専門性の高い事務について調整を行った。	100%	広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等、消防行政サービスの向上を図る体制を整えることができた。また、整備費用においても低廉化を図ることができた。	津市・鈴鹿市及び亀山市での共同指令センターの整備を完了	令和8年度から三重中央消防指令センターの本格運用を開始した。今後も必要に応じて、3市で協議検討を行い、三重中央消防指令センターのより円滑な運用を図る。	A:十分な成果が得られた
70	地域の担い手育成支援	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。	地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。	地域の担い手が計画的に育成され、多様な人材が活動に参画できるような研修の開催 研修参加人数：200人／年	会議ファシリテーション研修に地域のサロンを組み込んだほか、地域のみらいづくりアカデミーをアンケートを踏まえた内容としたことで、延べ153人の方が受講された。研修受講者から新たに１名が地域まちづくり協議会役員に就任された。	会議ファシリテーション研修に地域からの要望に応じて地域のサロンを組み込んだほか、地域のみらいづくりアカデミーを開催したことで、延べ140人の方が受講された。研修受講者から新たに１名が地域まちづくり協議会役員に就任された。	各地域のニーズに応えるため、研修の開催方法や内容について再度検討し、より多くの方に研修を受講していただけるような工夫が必要である。	75%	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの支援	会議ファシリテーション研修に地域からの要望に応じて地域のサロンを組み込んだほか、地域のみらいづくりアカデミーについては、NPO法人を講師に関係人口についてのオンライン研修や事業の広報に活用できるDXツールの研修など新たな内容の研修を開催したことで、延べ103人の方が受講された。研修受講者から新たに2名が地域まちづくり協議会役員に就任された。	75%	地域のニーズを踏まえ研修内容や実施方法を検討のうえ、地域担い手研修を継続して実施し、「地域のみらいづくりアカデミー」については3年間【令和5～7年度：計9回（3回/年）で、延べ396人が受講し、受講者の中には地域まちづくり協議会の役員へ4人が就任されるなど、地域リーダーの発掘、育成と併せて、地域まちづくり協議会の後継者の育成や組織強化につながった。	R5-7 実績/目標指標 396/600 66%	地域担い手研修については、受講者の中から地域まちづくり協議会の役員へ4人が就任されるなど、担い手の発掘に一定の成果が得られたところであるが、一方で、近年の高年齢者の継続雇用など、地域の担い手となる人材の確保は依然として困難な状況にある。多様な人材育成のため、担い手研修を継続し、引き続き地域のニーズを踏まえた研修内容の検討と実施方法や周知の工夫を行う必要がある。また、地域まちづくり協議会では、地域担い手研修の受講者の役員就任など、一部地域では後継者不足となっているものの、役員の負担軽減のための役割分担のしくみづくりと組織強化について、更なる支援を行う必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
71	ＩＣＴを利活用した情報交流の仕組みの構築	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	情報共有システムについて、事務職員によって操作や活用に対する理解度に差がある。また、各種事務のマニュアル化を一層進め、システムを活用し共通理解を促す必要がある。さらに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて調査・検討する必要がある。	情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討し、随時導入していく。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流できる仕組みの充実	情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に貸出可能備品一覧や各地域の事業一覧を掲載するなど更なる活用が図れた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域との調整を行った。	情報共有システムクロジカ（旧称アイポ）に掲載されている貸出可能備品一覧については、適宜内容を確認し、最新の情報を掲載し、日常的な活用を促した。 一部の地域から要望があったシステムを提供し、地域まちづくり協議会の事務の効率化に寄与した。	情報共有システムクロジカ（旧称アイポ）について、事務職員等の理解度の平準化を図るため、使用マニュアルを周知し必要に応じて内容を見直す必要がある。 また、令和６年度中に一部の地域に導入したシステムについて、他のニーズのある地域まちづくり協議会へ周知を行い事務の効率化に寄与する必要がある。	75%	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの展開	情報共有システムクロジカについては、事業に活用されるよう貸出可能備品一覧など掲載情報の更新を行った。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについては、chatGPT等に代表される生成AIの使い方ガイドを作成し、情報共有システムクロジカへの掲載を行った。	75%	情報共有システムクロジカ（旧称アイポ）に各地域の事業一覧を掲載するなど、地域活動へのシステム活用推進を図り、ICTを利活用した情報交流を図った。 また、一部地域から要望のあった業務管理システムについて、汎用性があることから全地域まちづくり協議会へ研修を行うなどして、展開し、事務の効率化を推進することができた。		情報共有システムクロジカについては、参考事例を共有し、事業の活性化につながるような活用推進を促す必要がある。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、各地域からの意見聞取りにおいて、各地域間のニーズが異なり、システムの導入よりも個別の支援対応を求める声が多数を占めることから、地域のニーズに応じた事務の効率化につながる支援を行っていく。	B:まずまずの成果が得られた
72	地域まちづくり協議会による青少年育成活動体制の見直し	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	青少年の健全育成活動については、青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」と青少年育成指導委員規則に基づく「青少年育成指導委員」があり、地域まちづくり協議会に両委員の選出を依頼し委嘱しているが、担い手が不足していることから、整理を行う必要がある。	地域まちづくり協議会における地域活動を持続的に行うため、職務内容が重複している委員について、整理を行う。	補導委員：44人の削減	令和５年９月１５日に開催された 亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表者会議において、全地域まちづくり協議会に対して意見聴取・実施説明を行った。	青少年総合支援センター規則を令和６年７月１日施行として改正し、「補導委員」を廃止したことにより、補導委員（44人）の削減を図った。	青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」を廃止し、地域まちづくり協議会の担い手不足の解消を図り、青少年の健全育成活動の見直しを進めたが、地域一体型の見守り体制が後退するといった危惧があるため、青少年総合支援センター青色回転灯車による巡回パトロール時に各地域のコミュニティセンターや関係団体等を訪問し、地域情報等についての意見交換等を継続実施させていく必要がある。	100%		削減実施済	100%	地域まちづくり協議会による青少年育成活動体制の見直しを図った。	補導委員：44人の削減	青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」を廃止し、地域まちづくり協議会の担い手不足の解消を図り、青少年の健全育成活動の見直しを進めたが、地域一体型の見守り体制が後退するといった危惧があるため、青少年総合支援センター青色回転灯車による巡回パトロール時に各地域のコミュニティセンターや関係団体等を訪問し、地域情報等についての意見交換等を継続実施させていく必要がある。	A:十分な成果が得られた
73	地区衛生組織連合会事業の在り方の検討	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	産業環境部長	環境課長	産業環境部環境課環境創造グループ	亀山市地区衛生組織連合会・亀山市婦人会連絡協議会・亀山市老人クラブ連合会により組織している。 現在、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会の在り方の検討を行ったところ、存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきではないかとの見解が示されたため、亀山市地区衛生組織役員会や亀山市環境未来創造会議快適部会で事業内容等の検討を行い運営方針を決定する。（令和6年度までに完了予定）	亀山市地区衛生組織連合会の運営方針の決定：100%	亀山市環境未来創造会議の快適部会を開催し、事業内容等の検討を行ったところ、令和６年度に鈴鹿川でクリーン作戦を実施することを決定した。	組織の構成団体である自治会連合会を脱会する自治会が増加している。（地縁連加盟自治会数150/市内全自治会数250）加入自治会が市全域ではないことから、未加入自治会の協力が得られない。また、各構成団体（亀老連、婦人会）の会員が高齢化により減少しており、自主的な運営が困難な状況であることから事務局（市）の負担が増加している。このことから、地区衛生組織連合会役員と協議を行い、令和6年度末をもって組織を解散することを決定した。	運営方針決定のため該当なし	100%		令和7年4月23日に地区衛生組織連合会の総会を開催し、解散を決議。	100%	存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきではないかとの見解が示されたことから、令和5年度に事業を実施したが、組織の構成団体である自治会連合会を脱会する自治会が増加している。また、未加入自治会の協力が得られないことや各構成団体の会員が高齢化により減少しており、自主的な運営が困難な状況であることから、地区衛生組織連合会役員と協議を行い、組織を解散することを決定したことから総会を開催し、解散を決議。	令和7年4月23日をもって地区衛生組織連合会が解散。	地区衛生組合連合会が実施していた市内一斉清掃やクリーン作戦、日々の不法投棄パトロールについては、今後は市が主体となり実施する。	A:十分な成果が得られた
74	自主防災組織等の強化	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	危機管理監	防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	災害時における自助・共助による地域の防災力の向上に向けた取り組みにより地区防災計画の策定は着実に進んでいるが、一方、自主防災組織の結成は頭打ちとなっている。	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織結成率：100% 地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：16地区	・自主防災組織未結成自治会へのリーフレット（結成依頼）の配布。 ・新規自治会へ自主防災組織結成の案内。	自主防災組織については、未結成自治会や新規結成自治会に対しリーフレットを配布するなど周知を行った結果、新たに3地区で組織が結成された。 地区防災計画については、地域での防災講座等の場でその必要性を説明し、策定を促したが、策定には至らなかった。	自主防災組織については、関心の低さや自治会固有の特性により結成に至っていない自治会があるため、防災講座や自治会長との対話等により結成を促していく必要がある。 地区防災計画については、地域での作成が難しいと思ったり、負担が大きいという課題等があることから、市が作成したサンプルの配布・説明を行うとともに、作成支援を積極的に行う必要がある。	75%	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織結成促進のため、行政出前講座や未結成自治会へ結成促進のパンフレット配布等を行った結果、1自治会が新規に自主防災組織を結成したため、資機材の支給を行う た。 地区防災計画については、地域の負担を軽減するため、市が作成したサンプルの配布し説明を行った。	75%	3カ年を通じて、未結成自治会等へのリーフレット配布や行政出前講座など継続的な啓発活動を行った結果、期間中に計4地区が新たに組織を結成した。 一方で、地区防災計画については、防災講座等で必要性を周知したほか、地域の負担を軽減するため、市が作成したサンプルの配布し説明を行ったものの、策定には至らなかった。	75	自主防災組織については、関心の低さや自治会固有の特性から未結成の地域があるため、今後も防災講座や自治会長との対話等を通じ、草の根的に結成を促す必要がある。 地区防災計画については、作成への負担感が課題であったことから、市独自サンプルの配布・説明を実施した。これを契機としてより積極的に作成支援を行う必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
75	かめやま人の活躍による市民の連携強化	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	様々な地域課題解決に取り組むための地域で活躍できる人材を育成する必要がある。	地域で活躍できる人材を育成する「かめやま人キャンパス」において、人材を育成するとともに、その活躍の場を提供する。	かめやま人の認定者数：20人（累計） かめやま人キャンパスを修了した人数：120人（累計）	第２期かめやま人キャンパスの初年度を入門編として、「まちのインフルエンサー」「まちのせんせい」養成講座を実施し、SNSを活用した情報発信方法や、Youtubeを使った指導方法などの講座を展開した。	３年を１期とした第２期かめやま人キャンパスの２年目として、「まちのインフルエンサー」「まちのせんせい」養成講座を実施し、スマートフォンでの動画等を活用した情報発信方法や、体験型講座のはじめ方などの講座を展開したことにより、現代社会のニーズに即応した新しい学びの場を提供することができた。また、第１期「かめやま人」17人に対して、フォローアップ講座を実施し、中央公民館講座等の講師や行政委員として登用するなどの支援等を図ることにより、地域づくりに寄与する学びが展開できた。	オンライン環境が整っている図書館多目的室を拠点として、情報発信ツールであるＬＩＮＥアプリ等を活用し、Youtubeによるオンライン配信等を実施したことから、今後も、学びの場を保障できるようデジタル技術を活用した誰もが参加できる学びの環境の整備を継続して進めていく必要がある。また、第１期かめやま人認定者を支援するため、中央公民館や行政関連部署・各関係団体と連携するとともに、持続的な地域づくりを推進し、生涯学習講座の更なる充実・向上を図っていく必要がある。	100%	かめやま人キャンパス（第2期生）の実施（3年次：実践編）	令和7年度は3年間（令和5年度から7年度）の講座を終て、成果の発表など所定のカリキュラムを修了した受講生5人に対して、第2期「かめやま人」の称号を授与した。また、かめやま人認定者に対して、フォローアップ講座を実施し、中央公民館講座等の講師や行政指導員と登用する等の支援を行った。	100%	かめやま人キャンパス講座において、3年を1期として1年目は入門編、2年目は基礎編、3年目は応用編として講座を展開し、令和7年度は3年間の講座を終て、成果の発表など所定のカリキュラムを修了した受講生5人に対して、第2期「かめやま人」の称号を授与した。また、かめやま人認定者に対して、フォローアップ講座を実施し、中央公民館講座等の講師や行政指導員と登用する等の支援を行った。	第２期かめやま人認定者　5人	かめやま人の今後の活動を支援するため、行政関連部署や各関係団体等と引き続き連携を図り、かめやま人に対して、フォローアップ講座についても継続して行っていく必要がある。	A:十分な成果が得られた
76	地域まちづくり協議会が行う支え合いの仕組みづくりの推進	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	健康福祉部長 市民文化部長	地域福祉課長 まちづくり協働課長	健康福祉部地域福祉課高齢者支援グループ、市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ、市民協働グループ	高齢者が地域で安心して生活する上で、ヘルパーなどの介護職の不足が課題となっており、地域でのちょっとした困りごとは地域で解決する仕組みづくりなど地域での助け合い・支え合いが必要となってきている。	地域でのちょこっとした困りごとを地域で対応する「ちょこボラ」等、地域の実情に応じた市民主体の活動を支援する。	ちょこボラ等に取り組むまちづくり協議会数：9団体	「ちょこボラ」を通じて、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や通いの場を充実させる活動を支援し、活動費用の一部を補助しした。 【活動実績】4団体	介護保険制度の地域支援事業のうち、亀山市社会福祉協議会に委託した生活支援体制整備事業において配置された生活支援コーディネーターにおいて、「ちょこボラ」実施地域の地域課題の把握や活動に関する助言を行った。また、未実施地域への周知・啓発にも注力した。 また、実施団体の活動の継続のため、これまでの「地域介護予防活動支援事業補助金」に加え、事業開始後４年目以降の支援策として「地域まちづくり交付金」が交付されるよう調整した。 【取り組むまち協数実績：５団体】	支援者の高齢化や固定化、企業等における定年延長や再雇用の増加等により、地域活動の担い手不足が顕著になってきている。また、地域の高齢者が、同じ地域に住む担い手に安価な対価で助けてもらうことに対する抵抗感もあると考えられる。 また、ちょこボラ活動の必要性や意義が地域に浸透しづらい。	75%	実施団体の地域課題や支援内容についての把握や助言、その他のまち協への周知、啓発 実施団体の活動の継続に向けた、新たな支援策の実施	昨年度に引き続き、生活支援コーディネーターが中心となり、「ちょこボラ」実施地域の活動把握・助言や交流会を開催するなど活動に関する支援を行うとともに、新たな立ち上げを検討している地域への説明・相談等の支援を行った。 また、実施団体の活動を継続的に支援するため、昨年度に引き続き「地域まちづくり交付金」を４団体へ交付し活動を支援した。	50%	地域でのちょこっとした困りごとを地域で対応する「ちょこボラ」等、地域の実情に応じた市民主体の活動を支援した。	ちょこボラ等に取り組むまちづくり協議会数：5団体	・地域活動の担い手不足や活動に参加する人の高齢化 ・ちょこボラ活動の必要性や意義が地域に浸透しづらい	B:まずまずの成果が得られた

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 （R5－R7）	目標指標	令和5年度	令和6年度			令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度末実績 （具体的な取組の状況）	年度末実績 （具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績 （具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績 （令和７年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
77	協働による まちづくり の推進	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	15．協働事業の推進	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課市民協働グループ	協働事業提案制度を利用し、多数の協働事業が実施されてきたが、事業の継続性に課題があるため、今後は、実施可能な分野での検討を行い、企業、教育機関など多様な主体との連携によるまちづくりを進める必要がある。また、協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて市民活動団体などと担当部署（行政）が協働事業を実施しているため、引き続き支援を行う必要がある。	協働事業提案制度を活用して、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進を図るとともに、実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしくみを検討する。	協働事業提案制度を実施した件数：３５件 （※累計）	協働事業提案制度を実施した件数：３２件 （累計）	協働事業提案制度を実施した件数：３５件 （累計） 目標指標は達成することが出来た。 また、市が行う団体支援や相談業務等の機能と、社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を「市民協働センター」に集約した、中間支援機能を有した相談支援機関の運営を令和７年度から実施することとし、協働事業の実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けた体制を整えることができた。	市民活動・ボランティアセンターの中間支援機能の充実を図る必要がある。	100%	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進 実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしくみの整備	協働事業提案制度を実施した件数：３５件 （累計） 目標指標は達成することが出来た。 また、令和7年度中に新たに市民提案3件を受理し、そのうち2件が令和8年度実施の協働事業に選定された。	100%	令和7年4月より市民活動の拠点である市民協働センター内に設置した中間支援機能を有する相談機関である亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を通じて、多様な市民活動の相談支援を亀山市社会福祉協議会との連携のもとに行った。その結果、協働事業提案制度による、多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進することができた。	協働事業提案制度を実施した件数：３５件 （累計） 目標指標達成	今後も団体の活動状況に応じた支援を行うとともに、各主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の充実が求められている。	A:十分な成果が得られた
78	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	15．協働事業の推進	建設部長	建設管理課長	建設部建設管理課道路保全グループ	開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡充で市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	参加団体数：４５団体	令和５年４月１日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や市民団体などから、幅広く参加協力が得られているものの、参加団体数は３７団体と減少傾向にある。	令和６年４月１日号の広報で、市道草刈活動支援事業実施の協力団体を公募したことや、自治会等にも直接制度の説明を行なったことから、幅広く参加協力が得られており、参加団体数及び草刈面積は令和５年度３７団体２７，３haから、令和６年度４２団体２９，９haと増加傾向にある。	市道の草刈については、業者へ委託するのではなく、自治会等が行う草刈活動に対しての支援に移行していくことにより、市財政の歳出の削減を図る事ができたが、市道草刈活動が増加しすぎると報償費が予算不足を生じる恐れがあるため、自治会等が行う草刈活動回数を調整する必要がある。	75%	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和７年５月１日号の広報において、市道草刈活動支援事業実施の協力団体を公募したことに加え、自治会等へ直接制度説明を行なった結果、幅広い参加協力が得られている。 そのため、参加団体数は令和６年度の４２団体から、令和７年度は４４団体と増加した。	75%	広報での制度の周知だけでなく、他要望等で来庁された自治会長に直接制度説明を行うことを始めたところ、制度に対する認知度があがり、参加団体数が増加した。	目標団体数４５団体に対して、実績団体数は４４団体となった。	市道の草刈については、業者へ委託するのではなく、自治会等が行う草刈活動に対しての支援に移行していくことにより、市財政の歳出の削減を図る事ができたが、市道草刈活動が増加しすぎると報償費が予算不足を生じる恐れがあるため、自治会等が行う草刈活動回数を調整する必要がある。	A:十分な成果が得られた